

平成二十六年第五回 大分県議会定例会

予算特別委員会会議記録（第二号）

平成二十六年第一回 大分県議会定例会

予算特別委員会会議記録（第二号）

一、委員会を開催した年月日、時刻及び場所

平成二十六年三月十三日

午前十時一分から

午後三時三分まで

本会議場において

二、出席した委員の氏名

委員長 藤末宗秀雄
副委員長 藤田正道
阿部英仁

志村学
古手川正治

後藤政義
土居昌弘

竹内小代美

油布勝秀
毛利正徳
嶋幸一

衛藤明和

濱田洋

三浦公博

御手洗吉生

桜木博

井上伸史

田中利明

守永信幸

三浦正臣

田中利明

麻生栄作

守永信幸

田中利明

江藤清志

首藤隆憲

酒井喜親

久原和弘

小野弘利

行政企画課長

山本修司

佐々木敏夫

荒金信生

税務課長

安部雄一

人事課長

宮迫敏郎

市町村振興課長

岡田雄

堤河野成司

吉岡美智子

久原和弘

総務部審議監

諫訪義治

財政課長

長谷尾雅通

行政企画課長

山本修司

人事課長

宮迫敏郎

市町村振興課長

岡田雄

堤河野成司

吉岡美智子

久原和弘

久原和弘

三、欠席した委員の氏名

平岩純子

吉富幸吉

元吉俊博

なし

総務部審議監

諫訪義治

財政課長

長谷尾雅通

行政企画課長

山本修司

人事課長

宮迫敏郎

市町村振興課長

岡田雄

堤河野成司

吉岡美智子

久原和弘

久原和弘

四、出席した委員外議員の氏名

平岩純子

吉富幸吉

元吉俊博

なし

総務部審議監

諫訪義治

財政課長

長谷尾雅通

行政企画課長

山本修司

人事課長

宮迫敏郎

市町村振興課長

岡田雄

堤河野成司

吉岡美智子

久原和弘

久原和弘

五、出席した県側関係者

法務室長

下郡政治

法務室長

下郡政治

総務部審議監

諫訪義治

財政課長

長谷尾雅通

行政企画課長

山本修司

人事課長

宮迫敏郎

市町村振興課長

岡田雄

堤河野成司

吉岡美智子

久原和弘

久原和弘

六、出席した委員の氏名

法務室長

下郡政治

法務室長

下郡政治

総務部審議監

諫訪義治

財政課長

長谷尾雅通

行政企画課長

山本修司

人事課長

宮迫敏郎

市町村振興課長

岡田雄

堤河野成司

吉岡美智子

久原和弘

久原和弘

七、欠席した委員の氏名

法務室長

下郡政治

法務室長

下郡政治

総務部審議監

諫訪義治

財政課長

長谷尾雅通

行政企画課長

山本修司

人事課長

宮迫敏郎

市町村振興課長

岡田雄

堤河野成司

吉岡美智子

久原和弘

久原和弘

財政課主幹 石井聖治	病院局長 坂田久信	の委員会を開きます。
財政課主幹 三浦健	県立病院長 田代英哉	本日以降の委員会は、昨日の委員会において決定した運営要領及び審査日程により行います。
税務課主幹 宮澤洋	県立病院次長兼 県立病院事務局長 宇野耕二	なお、審査に当たっては、運営要領に従い、円滑に運営できるよう、ご協力をお願ひします。
主有財産經營室幹 財政課副主幹 大石昌也	統括副院長 井上敏郎	この際、付託された予算議案を一括
次長 長坂田涼	県立病院院長 羽田野茂則	議題とし、これより歳入予算関係の審査に入りますが、説明は、簡潔かつ明瞭にお願いします。
参事課監長兼 政策調査課長 久々宮司朗	医事・相談課院長 後藤茂樹	一一番下の歳入合計にありますとおり、二十六年度当初予算案の総額は、五千九百十八億二千万円であり、その右の二十五年度当初予算額五千八百十七億二千六百万円と比べますと、百億九千四百万円、伸び率で一・七%の増となつております。
人事委員会事務局長 人事委員会事務局長 欠	正職員課長 酒井薰	これは、行政改革の成果等によりまして人件費を抑える一方で、事業費では二・八%の増とし、投資的経費は三年ぶりに一千三百億円台を確保するなど、積極予算としたことによるもので、景気・雇用対策や安心・活力・発展プランの仕上げ、さらには、新たな予算に関する説明書と一枚紙でお配りしております
次長 長坂田涼	次長 長坂田涼	ます、平成二十六年度当初予算案の全体像についてですが、一枚紙の予算特別委員会資料をごらんください。この表は、歳入予算について、款別に平成二十六年度当初予算案、二十五年度当初予算額と増減額、伸び率を表したもので。
参事課監長兼 政策調査課長 久々宮司朗	参事課監長兼 政策調査課長 久々宮司朗	島田総務部長 第一号議案平成二十六年度大分県一般会計当初予算のうち、歳入全般について説明申し上げます。
第一課長 吉田ユキ	第一課長 吉田ユキ	用いいます資料は、平成二十六年度当初予算に関する説明書と一枚紙でお配りしております
会計管理者兼 会計管理者兼 会計課長 小野嘉久	会計課長 小野嘉久	してあります予算特別委員会資料（歳
用度管財課長 黒木和則	用度管財課長 黒木和則	入全般）でございます。
審査・指導室長 阿部建藏	審査・指導室長 阿部建藏	ます、平成二十六年度当初予算案の全体像についてですが、一枚紙の予算特別委員会資料をごらんください。この表は、歳入予算について、款別に平成二十六年度当初予算案、二十五年度当初予算額と増減額、伸び率を表したもので。
藤田副委員長 ただいまから、本日	八、議事の経過	藤田副委員長 それでは、歳入予算関係について、執行部の説明を求めます。
	1、歳入予算全般	島田副委員長 それでは、歳入予算
	2、総務部関係予算	第一課長 第一号議案平成二十六年度大分県一般会計当初予算のうち、歳入全般について説明申し上げます。
	3、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、監査事務局長 青木正年	用いいます資料は、平成二十六年度当初予算に関する説明書と一枚紙でお配りしてあります予算特別委員会資料（歳
	4、病院局関係予算	してあります予算特別委員会資料（歳
	会計管理局関係予算	入全般）でございます。
		ます、平成二十六年度当初予算案の全体像についてですが、一枚紙の予算特別委員会資料をごらんください。この表は、歳入予算について、款別に平成二十六年度当初予算案、二十五年度当初予算額と増減額、伸び率を表したもので。

政策展開に向けた取り組みを進めてまいります。

それでは、歳入予算の主な内容について、ご覧いただきております資料と適宜、厚いほうの冊子を用いて説明をいたします。

まず、第一款県税についてですが、

二十六年度当初予算案Aの欄にありますように、一千四十五億円と五年ぶりに一千億円台を回復しました。これは、

右側のB欄と比較しますと、五十三億円、率にして五・三%の増となります。詳細については、冊子のほう、予算説明書の五ページをごらんください。

まず、第一項県民税第一目個人についてですが、左から二列目、本年度予算額欄にありますとおり、三百十二億九千七百三十九万七千円です。復興増税による增收や特別徴収の推進に伴う回復がいまだ見込めないことなどから、比較欄のとおり、一億三千三百三

十九万六千円の減となつております。

同じページ、その下の第二目法人ですが、五十億四千八百六十九万万三千円と七ページの下の第二項事業税第二目法人、百六十億八千八百十七万七千円、この二つの合計がいわゆる法人二税ですが、別途お配りしている一枚紙

の資料のA欄の上から二つ目にありますように、法人二税合計で二百十一億三千六百八十七万円となつております。

法人二税については、輸出企業を中心とした企業業績の回復に伴い、合わせて二十三億一千九百五十万九千円の増となつております。

予算説明書にお戻りいただきまして、九ページをお開きください。

九ページ、第三項地方消費税についてですが、表の右肩にありますとおり、二百二十三億九千九百二万四千円です。第一目譲渡割につきましては、地方消費税率の引き上げ、それから、第二目貨物割についても、地方消費税率の

引き上げと、こちらのほうは円安などによる輸入額の増加によりまして譲渡割、貨物割いずれも増となります。合わせて四十二億四千九百十八万三千円の増を見込んでおります。

次に、冊子の一三ページをお開きください。

一三ページ、第七項自動車取得税にについてです。右肩にありますとおり、六億三千三百四十七万六千円と見込んでおります。

消費税率の引き上げとあわせて行われる自動車取得税の税率の引き下げ、あるいはエコカー減税の拡充などにより、前年度に比べまして七億三千二百七十一万六千円の大幅減となります。

一枚紙の資料にお戻りいただきまして、上から三つ目の第二款地方消費税清算金についてですが、二百七十四億三千百万円となつております。これは税務署等に納付された地方消費税をそれぞれの都道府県が一旦受け入れた後、

各都道府県間で清算するものがこの清算金ですが、消費税率の引き上げ、あるいは地方財政計画における全国ベースでの個人消費の動向や貨物割の伸びを踏まえまして、前年度に比べまして四十七億三千五百百万円の増、率にして二〇・九%の増を見込んでおります。

同じ一枚紙のその下、第三款地方譲与税についてですが、二百二十一億八千五百万円となつております。

そのうち地方法人特別譲与税につきましては、全国的にも企業業績の回復が見込まれますことから、前年度比で三十七億一千五百万円と三年連続の増を見込んでおります。地方譲与税全体でも、前年度と比べ三十六億五千五百万円の増となつております。

次に、第四款地方特例交付金についてですが、三億一千五百万円と、前年度比で八百万円の減、率にして二・五%の減となつております。これは住宅ローン減税分を個人県民税から控除す

る際の減収分を補填する特例交付金で、地方財政計画に基づき減と見込むものであります。

その下の第五款地方交付税についてですが、一千七百十四億円であります。前年度比で十三億円の増率にして〇・八%の増となつております。これは二十五年度は地方公務員給与の削減を前提とした交付額の減がございましたが、この影響で今年度は微増となつているものであります。

その二つ下の第七款分担金及び負担金については、農林水産業費や土木費の公共事業に係る市町村負担金等を計上するものですが、四十一億七百八十五万円と、前年度から八千百八十万八千円の増となつております。これは公共事業費の増などによるものであります。その下の第八款使用料及び手数料については、五十七億四千三百六万五千円と、前年度比で二億四千百七十三万

九千円の増となつております。これは

前年度は全生徒無料でありました県立学校の授業料について、一定所得以上の家庭から新たに徴収することとなるほか、消費税率の引き上げに伴う増、

運転免許更新手数料が年間更新予定者の増加により増となることなどによるものであります。

その下の第九款国庫支出金については、八百九十五億三千四百九十八万六千円と、前年度比で一億六千七百三十二万二千円の減となつております。詳細についてですが、冊子の四八ページをお開きください。

四八ページですが、第二項国庫補助金第二目福祉生活費国庫補助金についてですけれども、左から四列目、比較欄にありますとおり、三十億一千三百五十三万円の増となつております。これは保育所や認定保育園の整備等を図るため、子育て支援対策臨時特例交付金を受け入れることなどによるもので

あります。

次に、五五ページをお開きください。

五五ページは、第五目農林水産業費国庫補助金についてでありますとおり、四十列目、比較欄にありますとおり、二十二億一千八百八十四万円と、大きな増となつております。これは担い手への農地集積と集約化を図るため、農地中間管理機構事業費補助金を受け入れることや、産地規模の拡大を図るため、強い農業づくり交付金及び次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金を活用することなどによるものであります。

続いて、六一ページをお開きください。六五ページ、第十目災害復旧費国庫補助金については、左から四列目、比較欄にありますように、二十億八千三百九十四万二千円の減となつております。これは二十四年度の豪雨災害の過年度復旧事業費、こちらのほうが二十六年度は大幅に減少することによるものであります。

六一ページ、第七目土木費国庫補助金ですが、比較欄をごらんいただきまして、左から四列目、比較欄にありますとおり、十九億八千七百二十一万七千円、それから次、もう一枚おめくりいただきまして、六三ページ、第九目教育費で一億四千百九十一万七千円の増率にして九・五%の増となつております。

これは教育長宿舎の売却や県有財産利

なつております。これは二十四年度の

国の緊急経済対策により設けられました地域の元気臨時交付金、二十五年度全体で五十八億円ございましたが、こちらが皆減することなどによるものであります。

活用推進計画の改定に基づき、さらに不動産の売却促進を図ることなどによるものであります。

なお、資料にはございませんが、歳入確保のために二十六年度以降、庁舎の売店におきまして貸付料を徴収することといたしました。その公募の結果について議会でも議論となりましたので、若干お時間をいただいて説明をさせていただきます。

本庁舎の売店を四つの機能に区分して、公募をいたしました。一般の売店

ですけれども、株式会社ローソンが選定されたところであります。貸付料の年額は五百十八万四千円であります。必ずしも貸付料だけで選定したわけではありませんけれども、ちなみに、次点者は三百八十八万八千円であります。それ以外の三つについては、いずれも競争とはなりませんで、一者のみの応募でありますましたが、一つは、県の収入証紙など、コンビニ等では取り扱

わない物品・サービスを扱う部分は大分県職員消費生活協同組合、いわゆる

県職生協が七万七千百四十二円で、そ

れから、旅行代理店につきましては、

株式会社大分航空トラベルが三十一万五千七百九十六円で、それから、薬店、

薬屋さんですけれども、伊東薬店が八万九千九百九十九円で選定をされたと

ころであります。都合、一般会計として

では貸付料の総額が年額五百六十六万

六千九百三十七円を見込んでいるところであります。

また、病院会計になりますが、県立

病院の売店につきましては、株式会社

ローソンが年額三千六百二十八万三千円で出店候補者として選定されたところであります。

全体の説明に戻りまして、一枚紙を

ごらんいただければと思いますが、第

十二款繰入金についてであります。三

百十億三千四百四十七万二千円と、前

年度比で二十五億五千五百二十五万三

千円、率にして七・六%の減となつて

おります。

詳細についてですが、行つたり来たりで恐縮ですけれども、冊子の八四ページをお開きください。

冊子の八四ページですが、左から四

列目の比較欄でごらんいただければと

思います。一番上の第一目財政調整

基金繰入金が四十億円、その下の第二

目減債基金繰入金が四十八億二千三百

一千円の増となつております。

詳細については、冊子の九三ページ

になりますが、第三項貸付金元利収入

第一目貸付金元利収入についてですけ

れども、左から二列目にありますとお

り、四百九十七億七千六百九十三万一

千円と、前年度に比べ七億五千七百五

十五万円の増となつております。これ

は世界農業遺産認定地域の持続的な営

みを次世代に継承・発展するための果

実運用型ファンド、規模は六十億円で、

そのうち県が十五億円を拠出いたしま

ほど国庫支出金のところでも説明いたしました地域の元気臨時交付金につきまして、二十五年度に一旦基金に積み立てた上で、二十六年度、道路改良事業などの財源として活用することによります。

資料一枚紙にお戻りいただきまして、第十四款諸収入についてですが、五百六十二億二千五百七十二万四千円と、

前年度に比べ七億五千六百七十一万一千円の増となつております。

詳細については、冊子の九三ページ

になりますが、第三項貸付金元利収入

第一目貸付金元利収入についてですけ

れども、左から二列目にありますとお

り、四百九十七億七千六百九十三万一

千円と、前年度に比べ七億五千七百五

十五万円の増となつております。これ

は世界農業遺産認定地域の持続的な営

みを次世代に継承・発展するための果

実運用型ファンド、規模は六十億円で、

そのうち県が十五億円を拠出いたしま

すが、これを創設したことなどによるものであります。

最後に、一枚紙にお戻りいただきまして、下から二つ目の第十五款県債についてであります。七百七十二億八千三百万円と、前年度比で三十三億五千百万円、四・二%の減となります。これは、内書きで書いておりますが、臨時財政対策債が地方財政収支の改善に伴い減となることなどによるものであります。

なお、二十六年度末の県債残高の見込みですが、一兆五百七十四億円であります。地方財政収支の改善に伴う臨時財政対策債の減や地域の元気臨時交付金の活用により、積極予算の中でも当初予算編成段階で残高の総額が八年ぶりに減少、前年度と比べて、この大きな数字ですので、七億円とわずかではありますけれども、残高の総額が八年ぶりに減少となります。今後も引き続き県債残高の抑制に努めてまいります。

質疑の方針については、一人一括問

答方式となつておりますので、再質疑は二回ま

でとなつておりますので、長時間にわたらぬよう、要點を簡潔にお願いいたします。

三つ目が自動車税ですが、納期内に納付される割合が低く、全国的にも最下位レベルにある大分県ですが、納付期限後の納付を含めた年度末での最終的納付率はどのレベルで推移しているのか、教えてください。

最後ですが、自動車税の徴収率向上に向けて、平素からどのような取り組みを行つてているのか、お聞かせください。

まず、一点目の来年度の徴収率につきましてお答えいたします。

二十六年度の徴収率につきましては、九七・〇一%でございまして、二十五年度に比べますと〇・三五ポイントの上昇を見込んでいるところでございま

いるのか、お伺いします。

二つ目は、その見込みは今年度に比べて高くなっているのかどうか、その動向についてお伺いします。

なお、関連質疑は、関連した内容にとどめ、関連以外の質疑にわたらないようにお願いします。

この際、委員の皆さんに申し上げました。

藤田副委員長 以上で、説明は終わ

りました。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

それでは、これより質疑に入ります。事前の通告者が四名おります。順次、指名してまいります。

土居委員 おはようございます。説

明書の五ページから県税について書いてあります。特に、一三ページの自動車税もございますが、県税の徴収率について四点お伺いしたいと思います。

県税収入をふやすために、徴収率を高めていかなければなりませんが、来年度の徴収率をどれぐらいに見込んで

<p>二点目の徴収率の動向についてでございますが、平成十九年度に国の所得税から地方の個人住民税へ税源移譲がなされたことによりまして、税源移譲の前後で比較いたしますと、個人県民税の県税収入全体に占める割合につきましては、一五%が三〇%に約倍増しましたところでございまして、個人県民税の徴収率の動向が県税全体の徴収率に大きく影響を与えることになつたところでございます。</p> <p>この結果、徴収率につきましては、税源移譲前の平成十八年度の九七・五六%を境にいたしまして、平成十九年度以降、年々低下しております。特に、平成二十年のリーマンショックによる景気低迷の影響もございまして、平成二十一年度は九六・〇五%まで落ち込んだところでございます。その後、平成二十二年度からは徴収率は上昇に転じておりますが、一方で、平成二十三年度では九</p>	<p>六・四六%まで回復いたしました。平成二十五年度は九六・六六%、二十六年度は九七・〇一%と引き続き上昇するものと見込んでいるところでござい</p>
<p>最近の徴収率の向上につきましては、個人県民税と、それから、自動車税の徴収率の向上によるものであると考えております。個人県民税につきましては、税源移譲を踏まえまして、平成十九年度から市町村に県の徴収職員を派遣するなど、市町村の滞納整理を支援する取り組みを進めてまいりました。また、自動車税につきましては、滞納件数が多いことから、組織を挙げて滞納整理に取り組んでおりまして、県税事務所の総務、課税担当職員も滞納整理を行つていています。</p> <p>これらの取り組みが近年の徴収率の向上に寄与しているものと考えております。</p>	<p>個人県民税と、それから、自動車税の徴収率の向上によるものであると考えております。個人県民税につきましては、税源移譲を踏まえまして、平成十九年度から市町村に県の徴収職員を派遣するなど、市町村の滞納整理を支援する取り組みを進めてまいりました。また、自動車税につきましては、滞納件数が多いことから、組織を挙げて滞納整理に取り組んでおりまして、県税事務所の総務、課税担当職員も滞納整理を行つていています。</p> <p>これらの取り組みが近年の徴収率の向上に寄与しているものと考えております。</p>
<p>車税の徴収率でございます。ご案内のとおり、大分県は納期限である五月末までに税を収納した割合が低く、都道府県の納期内納付率の全国順位では二十三年度、二十四年度と連続して全國最下位となつたところでございます。</p> <p>そのため、全県一斉での街頭啓発や企業訪問など、啓発、広報に重点的に取り組んだ結果、二十五年度は七〇・二一%で、初の七〇%台となつたというところでございました。全国順位でいきますと、二つランクが上がりまして四十五位となつたということでございました。</p> <p>それから、最後になりますが、徴収率向上に向けました取り組みといふことでございます。自動車税は件数が多いということから、県税事務所の組織全体で滞納整理に当たつております。</p> <p>しかし、依然といたしまして低水準であるということから、引き続き納期内納付促進の取り組みを行つていくこととしております。</p> <p>納期内納付率はこのような状況でございますが、一方で、年度末までに収納された割合、いわゆる現年度分の自動車税の徴収率でございますけれども、</p>	<p>車税の徴収率でございます。ご案内のとおり、大分県は納期限である五月末までに税を収納した割合が低く、都道府県の納期内納付率の全国順位では二十三年度、二十四年度と連続して全國最下位となつたところでございます。</p> <p>そのため、全県一斉での街頭啓発や企業訪問など、啓発、広報に重点的に取り組んだ結果、二十五年度は七〇・二一%で、初の七〇%台となつたというところでございました。全国順位でいきますと、二つランクが上がりまして四十五位となつたということでございました。</p> <p>それから、最後になりますが、徴収率向上に向けました取り組みといふことでございます。自動車税は件数が多いということから、県税事務所の組織全体で滞納整理に当たつております。</p> <p>しかし、依然といたしまして低水準であるということから、引き続き納期内納付促進の取り組みを行つていくことは、差し押さえなどの厳正な滞納処分を実施し、滞納件数の圧縮に努めているところでございます。</p> <p>あわせまして、滞納処分により生活の維持を困難にする場合などにつきま</p>

しては、徴収猶予や滞納処分の執行停止を行うなど、滞納者の実情に応じたきめ細かな対応も行つてあるところでございます。

なお、平成二十三年度からは七月から九月の間、民間事業者に委託いたしまして、自動車税納税お知らせセンター、

通称コールセンターと呼んでおります

が、これを設置いたしまして、納付の呼びかけをして、うつかり忘れの解消などにも取り組んでいるところでございます。

今後も引き続きまして徴収の強化に

取り組み、さらなる税収確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

土居委員 ありがとうございました。

徴収率は着実に向かっているというのがよくわかりました。ありがとうございます。今後ともきめ細かな対応をしつつ、徴収率のアップに向けてご尽力いただければなと思つております。要

望しております。

三浦（正）委員 おはようございます。早速、質問させていただきます。

昨年も予算特別委員会で質問が出ていましたが、今年度の税収見込みに関しては、製造業や運輸、サービス業が昨年度よりも伸び率が高い業種であり、

一方、伸び率が低い分野は卸や小売業であるというシンクタンクのデータや聞き取りにより伸び率を勘案して算定されたと思います。まず、実際に今年度、大分県下の各業種の状況をどのように分析されているのか伺います。

また、そのような分析を生かし、新年度、特に税収がよいと見込まれる業種、伸びが期待できない業種をお示しください。

次に、先日の新聞に、国東市の長期・超長期債券の先進的な運用改革により十三年度の基金利回りは全国の自治体でトップクラスの一・九%程度に達する見込みになるということです。地方

自治法では、基金については確実かつ効率的に運用しなければならないと定められていますが、このような国東市基金の運用について、県としてどのように分析をされているのか。また、県として見習う点があるのかどうか、伺います。

安部税務課長 お答えいたします。

まず、業種別の税収の動向でございます。法人二税の税収につきましては、本県の税収に与える影響が大きい特定法人、これは七十四社ございますが、これらの方人につきましては、照会等によりまして個別に積算をしておりまして、この特定法人の法人事業税に占める割合というのは、全体調定額の四二・二%を占めておるところでございます。

そこで、この特定法人につきまして業種別に見てまいりますと、総じまして、調定額につきましては二十五年度当初予算で見込んだ額に比べますと增收となるという見込みでございます。

特に、銀行・証券が円安株高の影響、製造業が景気回復や円安に伴う輸出の拡大等によりまして企業業績の回復により税収の伸び率が高くなつております。一方、建設及び電力、ガスの調定額につきましては、二十五年度に比べますと微減となつております。

ちょっと細かい数字でございますが、伸び率等を申し上げますと、銀行で、これは特定法人でございますが、伸び率が二二・八・一%と大きく伸びております。これは特殊要因がございまして、いわゆる円安に伴いまして、ドル建ての資産を持っている部分が円が安くなつたということで評価益が出たというようなことから大きく伸びております。それから、証券業につきましては、一七七・三%の伸びということで、これは株高等によりまして株の売買、取引が非常に盛んになつているということから大きく伸びております。それから、製造業につきましては、一二六・八%

の伸びということでございます。これは輸出産業等を中心に、円安等の影響もございまして、企業業績が回復しているということから、このような伸びになっているということですございまして、一方で、若干ではござりますが、業種でいきますとマイナスに振れる業種がございまして、それは建設業、それから、電気、ガスでございます。建設業でいきますと、伸び率といたしましては対前年比で九七・八%、それから、電気、ガスでいきますと九八・八%ということですございます。

今、申し上げましたのは、特定法人七十四社の状況でございまして、これ以外の法人につきましては、野村證券、みずほ証券、それから、日本経済新聞、それから、会社四季報などのシンクタンクの業種ごとの業績見通しが出ておりますので、それを算定して業種ごとの伸び率を見込んでいるということでございます。

具体的には、全ての業種におきまして、前年を上回る伸び率となつております。特に、製造業のほうが一四〇・六%、金融・保険で一一七・二%と高い伸び率になつてているということですございまして、比較的伸び率が低い業種といたしましては運輸でございますが、それでも一〇四・八%というような伸び率になつております。

岡田市町村振興課長 それでは、国東市の基金運用の件につきまして、まず、私のほうからその他の市町村に対する対応についてご説明を申し上げたいと思います。

市町村に対しましては、健全な財政運営の観点から、地方自治法第二百四十二条第二項に基づきまして、基金の十一条第二項に基づきまして、基金の確実かつ効率的な運用についてそれぞれ助言をしているところでございます。

国東市の状況につきましては、国東市財務活動管理方針といふものをしつかりと定めていただきまして、基金を運用していただいているというふうに聞いております。具体的には、十八ある基金残高の一括運用ですか、償還期限が通常十年の長期債に加えまして、二十年を超える超長期債の保有ですとか、さらに、長期・超長期債の保有割合を高めると。また、債券価格の高騰にあわせまして債券を中途売却することによります売却益の確保ということをやられているということでございます。

県全体の資金、あるいは基金の運用については、会計管理局で行つております。例えば、減債基金という私どもが所管している基金がございますが、これについては、長期債での運用を既に平成十八年度から始めております。その理由といいますのが、よく県債で出てまいります市場公募債というのがございます。今、私ども年間三百億円発行しているんですけども、これは満期一括方式というふうになつておりまして、三十年で、三十年目に元金を返すと。それまで償還の金はどうするんだということになりますもんですから、発行額の三・三%を毎年、減債

おりますので、県内他市町村につきましても今後伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

長谷尾財政課長 県としての基金運用をどう見るかというお話でございました。

基金に積み立てております。この原資が減債基金にあるもんですから、これを長期運用しようというようなことで、やつております。現在、額面で百三十八億円、債券を保有いたしております。マックスで言いますと一・八%ぐらいの利回り稼いでいるはずでございます。額にしまして二十五年度で一億二千三百万円ぐらいの減債基金に係る利回りが上がっているというようなことでござります。

以上でございます。

三浦（正）委員 まず、新年度、金融・保険や製造業が特に業種としては伸びがあるということで、非常に樂しみにしていきたいというふうに思っております。また、基金の利回りの関係で、今、課長のほうからありましたけれども、所管するところでは約一億二千万円、一・八%ぐらいの利回りがあるということですので、また会計管理

局のほうでも少しこの分野に関して聞いてみたいというふうに思いますので、終わります。

以上です。

酒井委員 一点にわたつて質問します。

局のほうでも少しこの分野に関して聞いてみたいというふうに思いますので、終わります。

酒井委員 二点にわたって質問します。

一つは、今、部長から説明がありました自動車取得税が七億三千二百七十一万六千円の減額となるという説明があつたわけでござります。この自動車取得税につきましては、ご案内のとおり、自動車業界から消費税との二重課税じやないかということが言われた中で、こうした景気対策の観点から、今回、自動車取得税の軽減がされたものとなつております。現行の五%から三%、それから、営業用の自動車、軽自動車の税率が現行三%から二%に下げられるということで、地方財政計画でそうしたことが示されたわけでござります。

それで、かなり減額となつたわけで

うように言われておるところでございります。今回、そうした除去費用について、地方財政法第五条の制約により地方債による財源確保はできず、基本的には、これまで一般財源でこれが除去費用を充てておりましたけど、今回、画期的な改正が行われまして、除去費用については設計段階で特別交付税の措置がされる。さらには、これから公共施設等の除去については初めて地方債、県債が認められる格好になつたわけであります。しかしながら、今回の地方債につきましては、基準財政需要額で見られないということから、一般会計で全て見らねばならんという格好になつてゐるのか。そうすれば、ただ一時的に払うのか、長期的に払うかといふだけの問題になるわけでございます。

したがつて、今後、こうした除去費用等が市町村も含めてかなり出てくることになりますから、この取り扱いにつ

いては、できれば臨時財政対策債等で見てもうと、今後、こうした老朽化した除去費用が十分賄えることによつて、いろんな設備が更新をされるといふうに思つております。その点につきましての見解をお伺いいたします。

安部税務課長　自動車取得税の減収と、それに対する財源措置、代替財源の確保という二点についてのお尋ねでございました。

まず、自動車取得税につきましては、先ほど酒井委員のほうから説明がございましたように、税率が今回、消費税率八%への引き上げ時で五%から三%、軽自動車につきましての自動車取得税につきましては三%から二%ということでござりますし、それから、エコカー減税が拡充されるということから、大幅な税収の減ということになつておるところでございます。また、このほか免税自動車、いわゆる燃費性能の高い

台数そのものも減つてきております。

六%という税収の落ち込みとなつております。

自動車取得税につきましては、消費税率が一〇%に上がる平成二十七年の十月段階で廃止になるという方針が示されているところでございます。これに伴います財源の確保というようなことで申し上げますと、今回、自動車取得税につきましては、いわゆる先行で減税されているということでございます。ただし、平成二十六年度の与党の税制改正大綱におきましては、まず、軽自動車税につきまして、平成二十七年度以降に新規取得される軽の四輪自動車の新車から税率が引き上げられる。それから、平成二十八年度からの自動車につきましては重課制度、約二〇%税率が引き上げられますが、そう

いつた重課制度が設けられるというこ

とになつております。

自動車取得税につきましては、その七割が市町村のほうに交付金としてまいりますので、県の段階での減収とい

うのは、もろに市町村のほうに響いてまいることでございまして、今、申し上げましたような形で、軽自動車税の税収の増に対する税制措置がどうに伴います財源の確保というようなこ

とで十分な額を確保していただきたいというふうに考えております。

長谷尾財政課長　公共施設の老朽化対策のご質問でございました。

一つは、高度経済成長期に整備された公共施設の更新時期というようなこととでございまして、議会でもいろいろご議論いただきました。施設の計画的な管理ということを総務省のほうから要請を地方にいたしましたところでござりますけれども、その場合、公共施設等総合管理計画といったものを策定い

たしまして、そういう中でいろいろ計画、事業量等の目標を盛り込むということになつております。一つ、これはその計画策定に対し特別交付税での措置を行うといったようなことでございます。

二つ目は、除却といいますか、撤去費用ですね。今、委員おっしゃつたように、いわゆる特例債としての撤去債というようなものにならうかと思いますけれども、導入されるというようなことでございます。私ども公共施設の解体撤去、当然、維持管理費の縮減というような行政コストの削減の要請があるわけでございまして、一方で、防災とか住民活動で活用するというような部分もございます。そういう観点で、総合的に見まして判断をしていく必要があろうかと思います。

今回、国から示された地方債については、交付税措置が全くございません。単なる資金手当てをするといったよう

なことでございりますので、この特例債の活用というのは状況を踏まえて慎重に考えなければならないと思っております。

三つ目の臨時財政対策債のお話がございました。あくまでも臨時財政対策債というのは、委員もご承知のとおりと思いますけれども、交付税の振りかわりでございまして、むしろ私どもといたしまして、地方自治体として、これでかなり老朽化した校舎がそのままに市町村においても、今、小・中の統合なっているということで、今後、これが需要というのが非常に出てくるというふうに思っております。そういう中で、例えればですけれども、交付税の需要額、これはいつも標準的な経費になるんですけれども、こういった中での撤去費の算入ができるのかとか、あるいは委員冒頭におっしゃつたように、交付税措置がないので、こういったものに交付税措置を入れてもらうとか、いろいろ検討しまして、国にもいろいろご相談しないといけないなというよう考

以上でございます。

酒井委員 丁寧な説明をいただきまして、かなりよくわかつたところでござります。

ただ、今後、やつぱり四十年過ぎたいろんな建物が、特に、高校の統廃合等でかなり学校がそのままなっている。市町村においても、今、小・中の統合でかなり老朽化した校舎がそのままになっているということで、今後、これ

か、もしわかれればお示しをいただきました。

長谷尾財政課長

まだ具体的な詳細の内容がないんですけども、今、簡単な姿だけを示されているわけでございまして、実はいろいろ府内、所管している部が多岐にわたっておりますの

で、そういう観点からいきますと、総務部のほうで少し音頭を取つて策定していくことにならうかと思います。その際、委員おっしゃつたように、当然、土木でありますとか教育委員会、高等学校の校舎等ございます。幾つかの部局がかなり入り込んでやらないと、この計画は策定できないと思っていまして、やっぱりそうした裏づけ、交付税等で見られるような要望もしてもらいたいということ、それから、管理

計画、恐らくこれは二十六年度で計画段階になると思いますけど、実質は二十七年度ぐらいからの実行になると思ひますけど、その点について今後の管理計画はどのように立てておられるの

います。

守永委員 実は土居委員の質問とほ

ぼダブるかなという思いはするんですが、平成二十六年度予算に関する説明書の五ページから一八ページに、各税

ごとの徴収率について設定をしながら説明資料に掲げてあるんですが、どのごとに設定しているのかなというのをわかりやすく教えていただければと思います。

安部税務課長 各税目ごとの徴収率の算定方法についてのお尋ねでございました。

予算に関する説明書に記載されております徴収率につきましては、近年の税収の伸びや徴収率の推移等を税目ごとに分析いたしまして、個別に算定しております。

まず、個人県民税につきましては、特別徴収制度を徹底させるということです、昨年度よりも徴収率の向上が見込まれるということから、これは先進県の特別徴収を推進している県がございまして、その辺の実績あたりも勘案いたしまして、決算見込みである徴収率よりも〇・五%上回るところの九八・

六%ということで設定をいたしております。

それから、法人二税、個人事業税、不動産取得税などの現年分の徴収率につきましては、過去の徴収率の推移等をもとに分析を行い、算定しております。自動車税につきましては、これまでの徴収強化の取り組みを推進してまいっておりますので、そういうた取り組み効果も勘案して、見込んでいると、いうところでございます。

予算に関する説明書に記載されております徴収率につきましては、各税までの徴収強化の取り組みを推進してまいっておりますので、そういうた取り組み効果も勘案して、見込んでいると、いうところでございます。

さらに、滞納繰越分がござりますけれども、滞納繰越分につきましては、個別の滞納事案の動向が非常に徴収率に影響を与えるということから、これにつきましては、県税事務所から情報収集を行いまして、特殊要因がある場合はそれを考慮して算定しております。

次に、県民税利子割、地方消費税、自動車取得税、狩猟税につきましては、制度上、滞納が生じにくいということから、一〇〇%の徴収率としておりま

すし、ゴルフ場利用税につきましても、近年の傾向に基づきまして滞納が生じる可能性が低いということから、同様に徴収率を一〇〇%としているところにつきましては、過去の徴収率の推移等をもとに分析を行い、算定しております。自動車税につきましては、各税までの徴収強化の取り組みを推進してまいておりますので、そういうた取り組み効果も勘案して、見込んでいると、いうところでございます。

以上のように、説明書に記載している県税の徴収率につきましては、各税目ごとにそれぞれ分析を行つて、算定しているということでございます。

守永委員 ありがとうございます。実績プラス他県の状況、情報を収集しながら、若干上乗せして努力目標を立てながらというふうなことのようなんですが、九八%、九九%台の分ですけれども、九八%、九九%台の分が発生いたします。そのため、一〇〇%の徴収率にならないという制度上の問題から、九九・九%というような率を設定しているということです。

軽油引取税につきましては、徴収猶予という制度がございますので、現年度に課税した分につきまして、年度をまたいで翌年度に徴収猶予ということになります。そのため、一〇〇%の徴収率にならないという制度上の問題から、九九・九%というような率を設定しているということです。

九九・九%というふうな設定になつてゐるんですけども、これに対しても、不法な取り扱いだとか、そういうたものもあるかと思いますが、それは使用者した上で課題というふうなことになるんでしょうかけれども、そういうたった事例に対しては徴収率は影響しないと思つてよろしいんでしようか。

安部税務課長 軽油引取税の徴収率九九・九%の根拠でございます。軽油引取税につきましては、徴収猶予という制度がございますので、現年度に課税した分につきまして、年度をまたいで翌年度に徴収猶予ということになります。そのため、一〇〇%の徴収率にならないという制度上の問題から、九九・九%というような率を設定しているということです。

それから、不正軽油等が発生すれば、それはその段階で徴収率が一〇〇%にならないということになるわけでござ

いますが、今のところそういうたおそれがないということから、徴収猶予に係る分だけ見込んで、九九・九%という率を設定しているところでございます。

以上でございます。

藤田副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。ほかにご質疑のある方は、挙手をお願いします。

堤委員 おはようございます。早速

入りますね。

地方消費税增收分の一十四億九千三百万円、増税に伴う地方交付税の增收分が十四億四千七百万円と、本会議で歳入增收分の答弁がありましたけれども、県民に対する消費税増税による影響額はどうなのか、また、来年一〇%になれば、県としての歳入及び県民への影響額はどういう状況になるのか。

二点目、五ページで個人県民税の滞納分収入見込み額が三百七億七千九百万円、調定見込み額に対する収入見込

みは二五%となっていますけれども、今後、時効とか、換価不能という状況も出てくると思いますけれども、それはどういうふうな状況になるというふうに推計をされているのか。

それと、復興特別住民税、若干さつき数字があつたのかなと思うんだけれども、どれぐらいの収入見込みか。

それと最後に、消費税の増税の影響で使用料、手数料、先ほど二億四千百七十三万円の增收というふうに言われていますけれども、その内訳を教えてください。消費税が幾らで授業料の負担が幾らで、もう一個何か言いよつたような気がするんだけど、そういう内訳を教えてください。

以上。

安部税務課長 一点目のご質問、地方消費税の引き上げに伴うところの県民への影響ということでございます。

これにつきましては、シンクタンク等あたりが標準的な世帯における消費

税増税に伴う負担の増ということを発

表しております。大体五百万円ぐら

いの年収がある四人世帯ではじいたところ、たしか大体八万円ぐらいの負担

増になるというような記事が載つてい

たように思います。そういう形でござりますので、大分県におきましても

同様の負担増が発生するのではないか

ですから、個人県民税の繰越分の徵

取率二五%台というふうなお話がござ

いました。

個人県民税につきまして、市町村のほうで賦課徴収を行つてているというところから、県といたしましては、平成十九年度から市町村に対しまして県の徴

取職員を派遣して徴収率のアップに取り組んでいるところでございます。

ういったこともございまして、個人県

民税につきましては、収入未済額が毎年二億円弱でございますが、減つてきているというようなことがござります。

長谷尾財政課長 消費税絡みでござります。

したがいまして、滞納額そのものも今

後とも引き続き圧縮されていくのではなかろうかなというふうに考えております。

それから、住民税の関係の復興増税のお話でございました。

<p>使用料及び手数料全部で百六十九項目ございます。うち、非課税がかなりの分ございまして、消費税法上、課税対象となる項目が三十四項目でございます。これにつきまして、三十四項目で四千六百七十一万円の増収を見込んでおります。</p>
<p>その増収額の大きなものといたしまして、実はこれは昨年十二月の第四回定例会におきまして議決を既にいたしておりますけれども、港湾使用料、これが二千三百二十二万五千円、あるいはそのほかでございますけれども、河川の流水占用料というものが一千百六十万円ほどございます。</p>
<p>あと、委員おつしやいました高校授業料の件でございますけれども、これは実は消費税とは関係ございません。来年度から、今まで無償化を公立高校はやつてきましたけれども、この月九百円がもともとの授業料の価格でございますけれども、これが年収でい</p>
<p>りますと大体九百十萬円以上の世帯につきましては徴収されるということで、その分の授業料がふえたということです。もしそういうシンクタンクが関係ございません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>堤委員　ごめんなさいね。ちょっと質問の仕方が悪かつたね。長谷尾課長、二億四千百七十三万円、これの内訳をちょっと教えてほしいということです</p> <p>ね。消費税絡みもありますし、高校の授業料の関係もあるし、その内訳はどうなのかということを教えてください。</p> <p>それと、財政課長、平均的な五百万円の四人で八万円、これも八%のときの計算でしようから、これで大体シンクタンクであれば県別の世帯数とか、そういうのは出ているんじゃないかなと思うんだけど、それから計算した場合、大体どれくらいの状況になるのかなというのがちょっとわからんのですね。もしそういうシンクタンクが</p> <p>県別に五百万円世帯で八万円以外の数字、つまり全体で何十億円とか、そういうのがわかれば教えていただきたいと。</p> <p>それと、もう一個聞いたのは、来年一〇%になつたときに、シンクタンクはそういう数字というものは出しているのかなというのがあるんですけども、その二点を聞きましょう。</p> <p>以上です。</p> <p>安部税務課長　先ほど堤先生おつしやられました二億四千九百万円というのは、二十四億円のこちらのほうでよろしいんですかね。これは消費税引き上げ分につきましては社会保障財源化するということです。ございまして、本県、消費税の引き上げ分に見合う社会保障財源といたしまして算出した金額が二十四億九千三百万円ということです。</p> <p>この消費税につきましては、一旦国が徴収しまして、それから県に払い込まれるというような仕組みになつておりますし、納税地と、それから、消費地が異なるということから、一旦県に入りました消費税を各都道府県間に清算すると。清算した後、その後の金額につきまして、今度は市町村のほうに地方消費税交付金という形でお配りするということになつております。本県の場合でいきますと約四十三億円、消費税は増収になるんですけども、このうち、先ほど言いましたように、各都道府県間で清算し、それから、市町村に交付金として交付した残りの額が、これは引き上げ額相当額ということがあります。二十四億九千三百万円という数字になるということです。</p> <p>それから、消費税率が一〇%に上がったときの負担額なんですかね。ちょっとそこまで調べておりません。八%の段階での負担額につきましては、先ほど申し上げましたけれども、シン</p>

クタンクによつては出でている場合があ
ろうかと思います。また、わかつた段
階でご説明のほうをさせていただきました
いというようになつております。

以上でございます。

長谷尾財政課長 済みません、使用
料、手数料の増減のお話でしたか。

二億四千百万円ほどの増でございま
すけれども、まず、使用料のほうが、
先ほど申し上げました県立学校の授業
料、これで一億九千六百万円ほどの増
加を見ております。もう一つ、手数料
のほうでございますけれども、運転免
許関係の手数料でございます。この
増分を見て、合わせて二億四千百七十
三万九千円の増といつたことになりま
す。

堤委員 ごめん、最後のほう、ちよつ
と聞こえんかつた。咳が出てしまつて
ね。

財政課長、税務課長、僕が聞いたの
は、二十四億九千三百万円とか、そう
二億四千百万円ほどの増でございま
すけれども、まず、使用料のほうが、
先ほど申し上げました県立学校の授業
料、これで一億九千六百万円ほどの増
加を見ております。もう一つ、手数料
のほうでございますけれども、運転免
許関係の手数料でございます。この
増分を見て、合わせて二億四千百七十
三万九千円の増といつたことになりま
す。

長谷尾財政課長 運転免許関係事務
手数料が七千五百七十七万二千円の増
を見込んでおります。
以上でございます。

古手川委員 消費税の部分で二点あつ
たんですが、今、一点は堤議員の質問
の中で解決をいたしましたので、二十
四億九千三百万円と四十二億円のとこ
ろの差異の部分をお伺いしたかつたの
で、解決しました。

もう一点は、ちょっと細かいんです
けれども、やはり消費税のところで譲
渡割と貨物割の部分で、先ほど部長の
ご説明で、円安の影響という形でご説
明ありましたが、これは多分、貨物と
いう話じやなくて、八万円でシンクタ
ンクが出でているんであれば、大分県全
体の負担割合もそのシンクタンクはは
じいていいんですかと。それをもし
わかれば、後でいいですから、また教
えてください、一〇%も含めてね。最
後の数字だけちょっともう一遍、免許
証の。

長谷尾財政課長 運転免許関係事務
手数料が七千五百七十七万二千円の増
を見込んでおります。
以上でございます。

安部税務課長 地方消費税につきま
しては、譲渡割と、それから、貨物割
ということで分かれています。譲渡
割につきましては、いわゆる資産の譲
渡ということで、これは税務署のほう
で課税をしておる関係になります。そ
れから、貨物割につきましては、海外
からの輸入貨物に対しまして税関で課
税するという形になつております。

譲渡割と貨物割の増収額に大きな差
があるということでございますが、ま
ず、譲渡割につきましては、例えば、
法人でございますと、事業年度単位で
の申告納付になります。したがいま
すから、二十七年度に八%への増税
では、譲渡割と、それから、貨物割
といふことで分かれています。譲渡
割につきましては、いわゆる資産の譲
渡ということで、これは税務署のほう
で課税をしておる関係になります。そ
れから、貨物割につきましては、海外
からの輸入貨物に対しまして税関で課
税するという形になつております。

堤委員 ごめん、最後のほう、ちよつ
と聞こえんかつた。咳が出てしまつて
ね。

もう一点は、ちょっと細かいんです
けれども、やはり消費税のところで譲
渡割と貨物割の部分で、先ほど部長の
ご説明で、円安の影響という形でご説
明で、年間の事業年度を通じて消費税率
は、二十四億九千三百万円とか、そう
二億四千百万円ほどの増でございま
すけれども、まず、使用料のほうが、
先ほど申し上げました県立学校の授業
料、これで一億九千六百万円ほどの増
加を見ております。もう一つ、手数料
のほうでございますけれども、運転免
許関係の手数料でございます。この
増分を見て、合わせて二億四千百七十
三万九千円の増といつたことになりま
す。

堤委員 ごめん、最後のほう、ちよつ
と聞こえんかつた。咳が出てしまつて
ね。

もう一点は、ちょっと細かいんです
けれども、やはり消費税のところで譲
渡割と貨物割の部分で、先ほど部長の
ご説明で、円安の影響という形でご説
明で、年間の事業年度を通じて消費税率
は、二十四億九千三百万円とか、そう
二億四千百万円ほどの増でございま
すけれども、まず、使用料のほうが、
先ほど申し上げました県立学校の授業
料、これで一億九千六百万円ほどの増
加を見ております。もう一つ、手数料
のほうでございますけれども、運転免
許関係の手数料でございます。この
増分を見て、合わせて二億四千百七十
三万九千円の増といつたことになりま
す。

に、輸入の際に申告納付をするということです。平成二十六年四月から取引、税関を通じて輸入貨物を輸入するという場合につきましても、四月の申告から即新税率が適用され、四月から申告納入されてくるというところでございます。先ほど言いましたように、一旦そういう形で税関に入りますけれども、それからまた県のほうに払い込まれるのに二ヶ月、これも同じようにかかりますので、二十六年度につきましては八%への引き上げの影響は若干薄まりますけれども、譲渡割と比べまして、貨物割のほうが八%への税率の引き上げの影響が大きいといふことが一つございます。それから、円安ということもございまして、輸入貨物の価格そのものが上がってくるということから、貨物割自体の税収が全体として伸びるということございまして、譲渡割と貨物割の税収の開きが生じているというようなことでござい

ます。

以上でございます。

麻生委員 三点伺います。まず一点目、県有財産を使用許可を出したり、あるいは貸し付けたりして、自動販売機でありますとか、あるいは売店、こういったものを税収が上がるようになります。

それから二点目は、県税の徴収に関するわけでありますが、そこで、冊子の三七ページに総務使用料で庁舎等使用料という費目があります。そして、七三ページに財産貸付収入で家屋貸付料でありますとか、その次に、土地貸付料という費目があるんすけれども、この差し押さえ等々も、大分県の外車でいいものがオーナーにかけられて、なかなか効果が上がっているといふうに聞いていますが、実は車の差し押さえ等々も、お伺いしますと、いろいろな各競技団体が利活用をしてフル稼働を、使えるものは貸してほしいという形で皆さんお願いをして借りておるわけであります。

三点目は、冊子の四〇ページ、教育財産使用料とか体育施設使用料というのが費目としてあるわけでありますけれども、例えば、県立高校の体育館等々、お伺いしますと、いろんな各競技団体が、学校によって、かなり基準が違うとか、高校自身の競技大会、九州大会をやった場合でも、ある学校は免除にしていただけるんだけれども、あるところは取るとか、その辺が非常にわかりづらいもんですから、この辺はそいつた教育にかかる部分については、隣接地にありますある貸し付けしている土地とか、底地の貸し付け等々がピック時の二分の一の金額で貸し付けられている。こういった部分は、当然、見直しをされるべきではないかなと、こういうふうに思うんですが、その点もあわせてお答えを願います。

うし、効果的な対象、どういった対象の方々にどのような情報発信をされようとしているのか、その見直しについてお伺いしますとともに、インターネットオークションの実績と来年度どのように取り組むのか、その点について伺います。

PRの仕方とか情報発信の仕方といふのがなかなか難しいのも事実でありますけれども、そういう中で、例えば、土地貸付料と、この県庁のすぐ

財政のほうとしても税収アップとかいう部分とはちょっと違った観点で、基準も含めて基本的な考え方を整理した上で、よく使える方向で調整をしていただいたほうがいいのではないかなど、このように思いますので、その点についてもお答えいただければと思います。以上、三点です。

森崎県有財産経営室長 それでは、最初のご質問でありますけれども、使用と貸し付けの違いでございます。

今、公有財産には行政財産と普通財産とございます。行政財産のほうは目的に外使用ということで使用料で使用させているということもあるんですけれども、貸し付けもできるようになつております。また、普通財産のほうは、やはり貸し付けができるようになつております。

行政財産のほうの貸し付けと使用の違いなんすけれども、一般的に言いますと、貸し付けのほうが長く安定的

に貸し付けをするという場合に適して

いるというふうにお考えいただけだと

いいと思います。したがつて、相手方

は、やはり貸し付けのほうが安定的に長い。そして、行政財産の目的外使用の場合は大体一年を切つていくことが多いので、そういう観点でお考えいた

だければというふうに思います。

それから、駐車場とか、その貸し付けの関係なんですけれども、近隣の駐車場につきましては、今、三カ所、県のほうの所有地で駐車をさせているところであります。そういう中で、県庁舎の職員駐車場というのがあります。

そこは平成二十一年四月からチエーン式の駐車場に変更して、駐車場の運営

委員会に有料で使用許可をしております。あとは、舞鶴の一丁目と中島西のほうにあるんですけども、これについて

は、この駐車場の運営委員会と協議を

しながら使用料を決めていつていると

いう状況でございます。

以上でございます。

安部税務課長 インターネット公売

に関するお尋ねでございました。

まず、インターネット公売につきま

して実績を申し上げたいと思います。

インターネット公売につきましては、平成十九年度から開始しております。平成十九年度でいきますと、年間を通じまして、年間五回、インターネット

公売のほうに出品しております。こ

の当時でいきますと、出品件数が二十

四件でございました。落札金額でい

しますと、約二百万円の落札金額とい

うことになつております。

近年でいきますと、平成二十四年度で申し上げますと、年間で八回出品をしておりまして、出品件数といたしましては三十九件でござります。うち、

この中に自動車が五台ということございまして、落札件数といたしまして

は二十六件、三十九件中、二十六件落

たしまして約百二十万円ということでござります。直近でいきますと、今年

度、平成二十五年度でございますが、七回出品しております。出品件数は六

十二件、うち、自動車が九台、落札件数にいたしまして四十件の、落札金額が二百三十万円ということございま

す。

インターネット公売につきましては、

インターネットを通じて応札してもら

うということでございまして、県民の

皆さんにこういったことをやつている

と、こういったものが出品されている

ということの情報はなかなか伝わりにくいくらいのことともご指摘のとおりでござります。ということでもございまして、先般、インターネット公売を行う際に当たりましては、合同新聞のほうに情報提供いたしまして、新聞のほうにも掲載をされたところでござります。

今後とも新聞等に対しまして情報提
供しながら、県民皆さんにこういった

ことをやつてはいるということの周知を図つていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

長谷尾財政課長 今の高等学校によつて温度差があるというお話なんですが、れども、ちょっと私もそこは詳しくは存じ上げません。基本的に県立高校なんかの体育館をこの使用いただく場合は、照明設備とか、こういった諸掛かりについてはいただいております。

あと、どんな施設があるかというと、基本的に体育館だとと思うんですけども、そこで使用料の差というのが、ちょっと今、何とも言いかねますので、また教育委員会のほうにも話はしておきたいたいと思います。

麻生委員 ありがとうございました。土地の貸付料については、私が申し上げたのは駐車場ではない。十分わかつていらっしゃるでしょうから、それ以上は申し上げませんけれども、当然、

県庁の隣接地を含めて、非常に立地のいい場所にあるわけでありまして、例えれば、県庁の売店もあれだけの価値といふか、しかも、それが二十四時間活用できるようなことがもし隣接地等々を含めてあるならば、県民の財産ですから、貸し付けてはいるとか、長期になつてはいるんでしょうかけれども、ほかのところに貸したほうが県民にとつてはいいわけでありますし、そういうふたことも含めて、ある意味、考えていかなければならぬ。あるいは適正な評価をしつかりと、そういうふた実績がある中での評価がえも見直しをしていく必要があるんではないかなと。今回の入札結果に基づいて、幾分なりともそういうふた評価の見直しもしながら取り組んでおきたいと思います。

宮迫人事課長 麻生先生のほうからご指摘をいただきました土地の件なんですが、れども、現年度の調定見込みが一億九千万円で、そして、滞縛分の調定額が四億二千三百万円というふうに、他の税と比べて、やはり滞縛分が倍以上というふうな状況になつてはいるんですけども、その中で、滞縛分の徴収率が五・九%という見込みをされてはいます。同制度を持つ他県の状況と比べて、この滞縛分についての徴収率というのがどういう状況にあるのか、高いのか低いのか。すぐにわからなければ、後で

めて徴収しようということなんでしょうけれども、教育団体の大会でありますとか、いろんな部分で、結果としては、そつちの予算措置をせざるを得ないということで、プラス・マイナスして考えると、できるだけ使い勝手のいいような形で、そういうふた部分も十分なフル稼働できるような形での当初からの教育財産としての予算措置ですね。

藤田副委員長 そのほか質疑ござりますか。

玉田委員

一点だけお伺いします。産業廃棄物税についてでありますけれども、現年度の調定見込みが一億九千万円で、そして、滞縛分の調定額が四億二千三百万円というふうに、他の税と比べて、やはり滞縛分が倍以上というふうな状況になつてはいるんですけども、その中で、滞縛分の徴収率が五・九%という見込みをされています。

同制度を持つ他県の状況と比べて、この滞縛分についての徴収率というのがどういう状況にあるのか、高いのか低いのか。すぐにわからなければ、後で

算定しているという形で、三年に一回、見直しを行つてはいるということでござります。

五、それに市町村交付金相当額、いわゆる税金の部分を上乗せして貸付料を算定しているという形で、三年に一回、見直しを行つてはいるということでござります。

資料等があれば出していただきたいと
思いますし、その点についてお考え方
を伺いたいと思います。

安部税務課長 産業廃棄物税の滞納
繰越分の金額の問題と、それから、徵
收率の問題でございます。産業廃棄物
税につきましては、滞納繰越分といふ
ことで四億二千三百七十六万七千円、
調定として上げております。これはい
わゆる滞納繰り越しといふことで残っ
ている分ということでございまして、
これは特殊案件と申しまして、過去数
年分にまたがつて更正を受けた分でござ
いまして、企業業績そのものが思わ
しくないということから滞納になつて
いるというようなことで、こういった
大きな金額になつてているということ
でございます。

徵收率が低いのも、先ほど徵
收率の見込みのところでお話をありま
したけれども、いわゆる特殊要因とい
うことで、滞納処分、差し押さえ等を

しながら稅收確保に努めているところ
でございますが、なかなか思うように
いかないということから、稅收確保は
こういつた状況になつてゐるというこ
とでございまして、それから見込んだ
ときの徵收率といたしまして五・九%
というような率になつてゐるところで
ござります。

他県との比較でござりますけど、
ちょっとと他県の分については詳しい資
料が今、手元にございませんので、ま
た後ほど調べた上でご説明のほうをさ
せていただきたいというふうに考えて
おります。

以上でございます。

玉田委員 個別の案件があると思ひ
ますので、この件については非常にご
苦労されていると思いますけれども、
他県状況を含めていろいろ確認したい
ので、よろしくお願ひします。

以上でござります。

後藤委員 八一ページに寄附金の項
があるんですけども、実はふるさと
おおいた応援基金というのが予算も少
ないですが、実績も少ないんでしょ
うけれども、東京事務所とか、大阪事
務所とか、福岡事務所とかあるわけで
すけれども、何か寄附をしていただく
ための作戦といいますか、動きを何か
やられているんでしょうか。あるいは
何もしないで、ただそういうものがあ
るんだよという状況になつてゐるのか
どうか、ひとつ教えてください。

それと、三目と四目、地域環境保全

基金寄附、これと道路管理費等寄附と
いうの、ちょっととこれはどういう性質
のものなのか、教えてください。

長谷尾財政課長 最初のふるさとお
おいた応援基金寄附でございますけれ
ども、実は東京事務所、大阪事務所、
福岡、こういつた県人会を抱えてい
るところに毎年度、足を運びまして寄附

後藤委員 八一ページに寄附金の項
があるんですけども、実はふるさと
おおいた応援基金というのが予算も少
ないですが、実績も少ないんでしょ
うけれども、東京事務所とか、大阪事
務所とか、福岡事務所とかあるわけで
すけれども、何か寄附をしていただく
ための作戦といいますか、動きを何か
やられているんでしょうか。あるいは
何もしないで、ただそういうものがあ
るんだよという状況になつてゐるのか
どうか、ひとつ教えてください。

後藤委員 道路管理費等寄附は土木
ですから、信号機とかは関係ないです
よね。あくまで道路照明灯、街路灯と
いいますか、そういうものだけに限る
んでしょうね。

山本行政企画課長 道路関係の寄附
について、私のほうからご説明をさせ
ていただきます。

藤田副委員長 そのほか質疑ござい
ますか。

後藤委員 八一ページに寄附金の項
があるんですけども、実はふるさと
おおいた応援基金というのが予算も少
ないですが、実績も少ないんでしょ
うけれども、東京事務所とか、大阪事
務所とか、福岡事務所とかあるわけで
すけれども、何か寄附をしていただく
ための作戦といいますか、動きを何か
やられているんでしょうか。あるいは
何もしないで、ただそういうものがあ
るんだよという状況になつてゐるのか
どうか、ひとつ教えてください。

後藤委員 道路管理費等寄附は土木
ですから、信号機とかは関係ないです
よね。あくまで道路照明灯、街路灯と
いいますか、そういうものだけに限る
んでしょうね。

山本行政企画課長 道路関係の寄附
について、私のほうからご説明をさせ
ていただきます。

新田な歳入確保の取り組みというこ

<p>とで府内で検討を重ねてまいりまして、おおいた灯りのサポーター事業ということで、道路にございます街路灯、この電気代について県民の方からご負担いただけないか、ご寄附いただけないかということを考えました。企業、商店等、そういう方に年間の電気代が二万円ほどかかりますので、その三年分として六万円ということでご寄附いただきましたら、街路灯のポールにご寄附いただいた会社名を書きましたシールを張させていただいて、ここのお会社からご寄附いただいていますと、このご寄附によつて維持できておりますと、いう旨の表示をさせていただこう、そういうことで、また新たな歳入を確保したいという取り組みでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>後藤委員　はい、ありがとうございます。</p> <p>長谷尾財政課長　後藤委員、済みません。地域環境保全基金、これはレジ</p>	<p>袋を有料化したときに、各店舗の皆さん方からいだくお金ということでおざいます。レジ袋を有料化して一円とか取りますですね、お店によって。それを各業界から寄附としていただいているということでござります。申しわけございません。</p> <p>午後一時一分　休憩</p>
<p>藤田副委員長　ほかに質疑はございませんか。</p> <p>「「なし」と言う者あり」</p> <p>藤田副委員長　なければ、先ほどの玉田委員の発言の中で、産廃税については後日調べて資料提出をという要求がございましたので、お諮りいたしました。ただいまの資料を委員会として要求することにございませんか。</p> <p>「「異議なし」と言う者あり」</p> <p>藤田副委員長　ご異議がないようなので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。</p> <p>また、ほかに質疑もないようですが、これをもつて、歳入予算関係に対する質疑を終わります。</p>	<p>暫時、休憩いたします。</p> <p>午前十一時三十一分　休憩</p> <p>午後一時一分　再開</p> <p>未宗委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。</p> <p>これより総務部関係予算の審査に入りますが、説明は、主要な事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭にお願いします。</p> <p>藤田副委員長　なれば、先ほどの玉田委員の発言の中で、産廃税については後日調べて資料提出をという要求がございましたので、お諮りいたしました。ただいまの資料を委員会として要求することにございませんか。</p> <p>末宗委員長　それでは、総務部関係予算について、執行部の説明を求めます。</p> <p>島田総務部長　それでは、平成二十六年度当初予算のうち、総務部関係の歳出予算についてご説明いたします。用います資料は、お手元の平成二十一年度総務部予算概要であります。</p>
<p>午後一時一分　休憩</p> <p>午前十一時三十一分　休憩</p> <p>午後一時一分　再開</p> <p>未宗委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。</p> <p>これより総務部関係予算の審査に入りますが、説明は、主要な事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭にお願いします。</p> <p>藤田副委員長　なれば、先ほどの玉田委員の発言の中で、産廃税については後日調べて資料提出をという要求がございましたので、お諮りいたしました。ただいまの資料を委員会として要求することにございませんか。</p> <p>末宗委員長　それでは、総務部関係予算について、執行部の説明を求めます。</p> <p>島田総務部長　それでは、平成二十六年度県政推進指針に基づきまして、分権確立に向けた行政体制の整備に向けて、新規事業である政策県庁を担う人材育成推進事業などを挙げております。詳細については、追つてご説明いたします。</p>	<p>する質疑を終わります。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>午前十一時三十一分　休憩</p> <p>午後一時一分　休憩</p> <p>午前十一時三十一分　休憩</p> <p>午後一時一分　再開</p> <p>未宗委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。</p> <p>これより総務部関係予算の審査に入りますが、説明は、主要な事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭にお願いします。</p> <p>藤田副委員長　なれば、先ほどの玉田委員の発言の中で、産廃税については後日調べて資料提出をという要求がございましたので、お諮りいたしました。ただいまの資料を委員会として要求することにございませんか。</p> <p>未宗委員長　それでは、総務部関係予算について、執行部の説明を求めます。</p> <p>島田総務部長　それでは、平成二十六年度県政推進指針に基づきまして、分権確立に向けた行政体制の整備に向けて、新規事業である政策県庁を担う人材育成推進事業などを挙げております。詳細については、追つてご説明いたします。</p>

三枚おめぐりいただき、二ページをお開きください。

平成二十六年度総務部予算一般会計についてであります。

上の表の左から二列目の予算額欄の上から三つ目、総務部の計欄にありますように、一千四百二十六億三千二百八十九万三千円を計上しております。これを前年度二十五年度当初予算額と比較しますと、右から一列目のとおり、新県有財産利活用推進計画に基づき、地価の動向等を注視しながら売却を進めるとともに、貸し付けなど多様な手法による歳入確保に努めてまいります。少し飛びまして、二二ページをお開きください。

以下、予算概要の順に沿って、主な事業についてご説明いたします。

一一ページをごらんください。

事業名欄の一番下、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費三百万円でありますが、指定管理施設において、利用者のニーズに機動的に対応するた

めの経費として新規に計上しております。次に、一二ページをお願いいたします。

事業名欄の上から二つ目、県有財産利活用推進事業費二千九百五十二万八千円です。財産管理の適正化、未利用地等の利活用を図るために要する経費であります。今年度改定いたしました

その下の大分県自治人材育成センター研修費負担金であります。こちらも

研修の実施に要する経費を負担するも

あります。その下の減債基金積立金六十六億円は、全国型市場公募債の発行に伴い、

その償還方式が三十年の満期一括償還であることから、毎年度、発行済額の百を三十で割りました三・三%相当を

満期に備えてあらかじめ減債基金に積み立てておくものであります。

次に、三二ページですが、事業名欄

の上から二つ目、公債管理特別会計繰出金ですけれども、百四十億一千八百十六万七千円です。先ほどの元金と同様に、通常債分のこちらは利子を特別会計に繰り出すものです。借入金利の低減などによりまして、前年度と比べて、約六億円の減となつております。

事業名欄の上から二つ目、職員研修費であります。主なものとして、右端の事業概要欄の一番上ですが、大分県自治人材育成センター運営費負担金二千九百四万八千円は、従来、職員研修所が行つておりました県職員の研修につきまして、

新年度からは公益財團法人大分県自治人材育成センターが実施することになります。その財團の運営に要する経費を、県として負担金を支出するものであります。事業名欄の上から二つ目、市町村職員との研修一千万五千円は、市町村職員との研修一元化に伴う新たな合同研修の実施や、九州・山口各県職員で合同の研修を新たに実施をいたします。こういった取り組みを通じて、政策県庁の実現に向けておられます。

次に、三二ページをお開きください。三二ページからは公債費についてであります。事業名欄一番上の公債管理特別会計繰出金七百十二億三千百七十

二万六千円であります。県債の償還を公債管理特別会計で一元的に行うため、元金の相当額を一般会計から特別会計へ繰り出すものであります。通常債の元金償還額の減少によりまして、前年度と比べて約二十七億円の減となつております。

	<p>次に、三四ページをお開きください。</p> <p>三四ページの一番上は、財政調整基金などの積立金、基金の運用利息をそれぞれ積み立てるのですが、四つの基金を合わせた総額は、事業名欄の一番下になりますが、一番下の目計のところをごらんいただければと思いますけれども、二億九千五百八十五万七千円となっています。</p> <p>次に、二枚おめくりいただきまして、三七ページをお開きください。</p> <p>三七ページ、左側の区分欄、事業費のところですが、目名の欄の三つ目、地方消費税清算金から一番下の利子割精算金までは、それぞれの税収に応じまして、清算のため他の都道府県へ支出したり、市町村に交付金として交付するものであります。税収運動の清算金であります。</p> <p>次に、三九ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、県税徴収事務費であります。</p>	<p>主なものとして、右端の事業概要欄の上から二つ目、県民税徴収交付金十六億二千八百二十一万八千円は、個人県民税を徴収した市町村に対して交付をするものであります。</p> <p>事業概要欄、その三つ下ですが、自動車税徴収強化対策事業費であります。一千三百四十六万六千円ですが、自動車税の賦課徴収に要する経費です。午前中にもご審議をいただいたところですが、平成二十五年度の自動車税の納期内納付率ですが、前年度から一・九一%上昇いたしまして七〇・二一%となりました。しかしながら、引き続き全国的には低位という状況であります。</p> <p>このため、コンビニ納税を拡大し、納稅者の利便性を図ります。また、県立芸術文化短期大学の学生がデザインしたポスターやチラシを使用した街頭啓発、あるいは企業訪問も行つてまいります。</p> <p>次に、四〇ページをごらんください。</p>
	<p>次に、四〇ページをお開きください。</p>	<p>事業名欄一番上の県税課税事務費であります。</p> <p>右端の事業概要欄の上から二つ目、個人住民税特別徴収推進に係る広報活動に要する経費百七十万七千円は、市町村と協働して個人住民税の特別徴収制度の推進を図るものであります。この制度は、所得税の源泉徴収と同じよう、事業主が給与から個人住民税を天引きするものであります。新聞やラジオでの広報活動等によりまして、これを適正に実施するための全県的な機運の醸成を図つてまいります。</p> <p>それから、事業名欄の一番下にある丸新ですが、番号制度対応県税システム改修事業費一億三千八百九十四万八千円ですが、自動車税システム等の改修に要する経費です。平成二十八年かに向けまして、県の自動車税システム等を改修いたします。</p> <p>次に、少し飛びまして、五四ページ</p>
	<p>次に、五四ページをお開きください。</p>	<p>五四ページ、事業名欄の上から二つ目、市町村行政基盤拡充事業費ですが、三千二百七十四万八千円ですけれども、市町村に権限移譲された事務に対して、所要の経費を交付金としてお支払いするものであります。</p> <p>平成二十六年度からは、浄化槽法に関する事務が宇佐市に移譲されます。そのほか、都市計画法に基づく事務の処理件数等が増加することによりまして、交付金額が増加するものであります。</p> <p>次に、事業名の、その下ですが、新規ですけれども、県・市町村連携モデル事業費であります。一千八百万円ですが、国のもモデル事業を活用いたしました。小規模町村での行政サービス提供体制等の検討を行うものであります。姫島村など条件不利地域において行政サービスを県としてどのように補完していくのかなどについて、研究を</p>

するものであります。

以上が総務部の一般会計歳出予算についての概要であります。

引き続き、総務部所管の特別会計であります公債管理特別会計についてご説明をいたします。

六四ページをお開きください。

六四ページ、平成二十六年度大分県公債管理特別会計の当初予算ですが、

この特別会計は、借換債の発行額の増減により、一般会計の歳入歳出予算の規模が見かけ上、増減いたしますことから、借換債の相当分を一般会計から控除いたしまして、実質的な予算規模を把握できるようにするとともに、公債費の経理の明確化を図る観点から設置している特別会計であります。

来年度については、表の左から二列目の予算額欄の一番下の計欄にありますとおり、一千二百五十九億三千四百四十万三千円を計上しております。これを二十五年度当初予算と比較いたしま

すと、同じ行の右から二つ目の欄ですが、百九十三億五千六百六十八万四千円の減、率にして一三・四%の減となつております。

六五ページをお開きください。

事業名欄の一番上の「元金(通常債分)

七百十二億三千百七十二万六千円は、借換債を除く通常債の元金償還に要する経費です。地方道路等整備事業債などの償還額の減少から、前年度に比べて約二十七億円の減となつております。

その下の元金(借換債分)ですが、三百九十七億四千万円。発行から五年後、十年後に借りかえることを前提に借り入れた地方債の元金を、県債を財源といたしまして、一旦償還するため

末宗委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が四名おります。順次、指名してまいります。

堤委員 どうもありがとうございます。

に要する経費であります。平成十六年度、あるいは二十一年度に借り入れた県債を借りかえることとしております。

す。早速、入ります。

二二ページの人事課ですね、人事事務費。三月末、給与の特例減額が終了しますけれども、これによつて県の経済にどのような影響が出たと考えるの

きまして、利子(通常債分)百四十億一千八百十六万七千円は、通常債の利息償還に要する経費であります。借入金利の低減などにより、前年度と比べて約六億円の減となつております。

以上で総務部関係の歳出予算の説明を終ります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

か、また、国にもいろいろ言つてきたと思うんですけれども、そこら辺が国としてどう認識をしているのかというのが一点。

二点目が、四〇ページの税務課、番号制度対応県税システム改修事業費。

若干、今、説明がありましたけれども、この番号制が二〇一六年度から実施をされますけれども、情報の流出の問題、これが一番危惧をされるんですけれども、その対策とあわせて、番号制についてどのような課題があるのか不明な住民が多いと思うんですけれども、この内容そのものを知らない人が多いと思うんですけども、その対策をどうされるのか。

最後に、平成二十六年一月二十四日に総務省からの事務連絡で、地方税制改正・地方税務行政の運営に当たつての留意事項等についてという、そういう通達の事務連絡が来てていると思うんですけども、この内容について、各

<p>市町村に対しても、どう具体的に指導といふか、話をてきたのか、この三点についてお伺いをいたします。</p> <p>富迫人事課長 それでは、給与減額の県内経済への影響でございますが、職員給与の減額が地域経済に与える影響については、所得と消費というものの関係を考えますと、消費の低下につながるという面はあるかもしれませんけれども、公務員の給与のあり方と景気対策というのではなく分けて考えるべきではないかというふうに考えております。このため、景気対策は景気対策として、経済の活性化や雇用の確保等に実効ある施策を講じるべきと認識しております。</p> <p>なお、今回の職員給与の減額については、国からの要請と合わせて、平成二十五年度の地方交付税や義務教育費国庫負担金が削減されたことから、やむを得ず実施したものであり、このような趣旨を酌んだ上で、県に準じた賃</p>	<p>金の引き下げを行わないよう経済五団体を通じて民間企業等にもお願いをしましたところでございます。</p> <p>国に対する要望等ということでござりますけれども、これまで本県では厳しい財政状況の中で独自の給与削減や定数削減を行うなど、国に先んじて行財政改革を行つてまいりました。このことから、知事自身が九州地方知事会長として副総理兼財務大臣や総務大臣に直接、地方交付税等を削減しないよう働きかけを行つてまいりました。県議会からも地方自治体の主体性の確保を求める意見書を可決していただきまして、行政と一体となつてご対応いただきましたと思っております。この場をおかりして改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>また、やむなく実施することになつた後も、今後、二度とこのようなことを行わないよう、あらゆる機会を通じて国に対して強く求めてきたところで</p>
<p>山本行政企画課長 社会保障税番号制度につきましては、全局的な調整を行政企画課が担当してございます。この件につきまして、私からお答えをさせていただきます。</p> <p>番号制度は、平成二十八年一月から社会保障や税に関する住民の申告、また給付申請の手続で個人番号の利用が開始されます。また、二十九年一月から国の機関の間で利用されまして、二十九年七月をめどに国と地方、また地方団体相互の間で利用を開始する予定となつてございます。</p> <p>個人情報の漏えい防止対策でござい</p>	<p>あります。九州地方知事会としても特別決議を総務省に申し入れております。他県も同じような行動をとつていて、平成二十六年度については地方交付税等を削減しないことになつたものと受けとめています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>山本行政企画課長 社会保障税番号制度につきましては、全局的な調整を行政企画課が担当してございます。この件につきまして、私からお答えをさせていただきます。</p> <p>番号制度は、平成二十八年一月から社会保障や税に関する住民の申告、また給付申請の手続で個人番号の利用が開始されます。また、二十九年一月から国の機関の間で利用されまして、二十九年七月をめどに国と地方、また地方団体相互の間で利用を開始する予定となつてございます。</p> <p>個人情報の漏えい防止対策でござい</p>
<p>ますけれども、法律の制度の上では個人番号の利用範囲をまず法律で限定します。本人確認を禁止いたしております。さらに、現行の個人情報保護法よりも罰則を強化するなどの保護措置が講じられているところでございます。また、システムの上では、個人情報を一つのシステムで一元管理いたしますと危ないということでございまして、そういうことは行わずに、各行政機関がそれぞれ持つた情報を分散して管理をするということにされておりまして、芋づる式の漏えいを防止しているところでございます。また、個人番号カードに入れる情報というものは、氏名、住所、生年月日、性別といった基本情報に限られまして、それ以外のプライバシーに属するような個人情報を入れないということで安全措置が講じられているところでございます。</p>	<p>あります。九州地方知事会としても特別決議を総務省に申し入れております。他県も同じような行動をとつていて、平成二十六年度については地方交付税等を削減しないことになつたものと受けとめています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>山本行政企画課長 社会保障税番号制度につきましては、全局的な調整を行政企画課が担当してございます。この件につきまして、私からお答えをさせていただきます。</p> <p>番号制度は、平成二十八年一月から社会保障や税に関する住民の申告、また給付申請の手続で個人番号の利用が開始されます。また、二十九年一月から国の機関の間で利用されまして、二十九年七月をめどに国と地方、また地方団体相互の間で利用を開始する予定となつてございます。</p> <p>個人情報の漏えい防止対策でござい</p>

さらに、システム構築や実際の運用について、監視、監督をする国の独立機関といたしまして、本年一月、特定個人情報保護委員会が設置をされ、個人情報保護の仕組みが整えられているところでございます。

県におきましても、システム構築の準備を進めますとともに、今後、国から番号利用等に関する基準が示された段階で職員に対する研修などを行いまして、個人情報保護の徹底を行いたいというように考えてございます。また、住民に対する周知、広報ということでおこなっています。内閣官房では、番号制度全般に関しまして、既にホームページを利用した広報を行つておりますけれども、二十六年度から制度の周知を図りますためにポスター等による広報が開始をされます。また、六月には、住民及び民間事業者からの問い合わせにワンストップで対応いたしますコールセンターが開設され

る予定というふうに聞いてございます。

ただ、住民に対しましては、税や社会保障について個人番号がどのような場面で活用されるのか、また住民にとつてどのようなメリットがあるのかといふことを具体的にお示ししていく必要もあるというふうに考えてございます。ただ、制度設計の根拠となります省令、規則等が改正されなければ、こういったことも具体的な内容が明らかになつてくるものというふうに思つておりますけれども、そうした改正案につきましては、今月中にも示される予定といふことで聞いてございます。そうなれば番号制度の仕組みやメリットについて、より具体的でわかりやすい説明、広報が行われるものというふうに期待しているところでございます。

以上でございます。
たと記憶しておりますけれども、県内の税務担当課長さんにお集まりをいたしました。伝達をさせていただいておども、二月に税務課長等への説明、話をしたということなんだけれども、特にこの中で、その他の三番、税務課の課長が先ほど答弁したんだけれども、滞納整理についてはきっちりと本人の了解だとか納得だとか、そういうものをきっちりととりながらやらないかんよとなつてきましたね、情報流出の問題だとか保護の問題だとか。そういうことが再燃される危険性があるわけですね。

岡田市町村振興課長 この番号制の問題については、住基ネットのときにかなり問題になつてきましたね、情報流出の問題だとか保護の問題だとか。そういうことが再燃される危険性があるわけですね。各市町村について、具体的にはどういうふうな反応、またはお話をされるんですかね、これは。

岡田市町村振興課長 特に大きな反応という形では、私ども承つておりますけれども、通知の中身にあります内容について、適切に説明させていただくとともに、あわせまして、滞納整理等々につきましては、冒頭、税務課長からもお話ししあつたように、県の職員を派遣するなどしながら、市町村と

たいというふうに思つております。

もう一つの通知の関係なんですけれども、二月に税務課長等への説明、話をしたとことなんだけれども、特にこの中で、その他の三番、税務課の課長が先ほど答弁したんだけれども、滞納整理についてはきっちりと本人の了解だとか納得だとか、そういうものをきっちりととりながらやらないかんよと

<p>連携をとつてやつていく体制をとつておりますので、その辺でしつかりとその辺の周知も含めて、対応してまいりたいというふうに思つております。</p> <p>以上でございます。</p>	<p>土居委員 概要の二二二ページです。先ほど少々説明もいたいたいたんですけども、職員研修費で政策県庁を担う人材育成推進事業費です。この内容について、もう少々、詳しく教えてください。</p> <p>それから二三ページ、職員厚生費です。こころの健康事業費、今年度の取り組みの成果と、それを受けて来年度の取り組みについてお伺いします。</p> <p>最後ですが、概要の二九ページ、予算編成、財政実態調査及び財政報告経費です。予算総合システム開発事業費が上がっておりますが、この内容についてお伺いします。</p>
<p>宮迫人事課長 それでは、私のほうから一点お答えさせていただきます。</p>	<p>政策県庁を担う人材育成推進事業についてでございますが、政策県庁を実現する上では人材育成というのは非常に重要な課題であると思つております。このため、研修の質の向上を図ることが求められておりまし、また、女性職員が非常に増加しております。この中で育休職員もふえているということから、育休中であつても研修が受けられるような環境を整備していくといふことも大事なことではないかと考えております。このため、四月から開始します県市町村職員の合同研修というのもございますが、この県職員と市町村職員の研修一元化に伴いまして、市町村と県の職員も一緒に合同研修というものを強化するということをしております。この中で自己管理・タイムマネジメント研修や自主・連携力レッジなど新たに合同化する十三講座の分をこの事業で計上させていただいております。</p>
<p>それから、九州・山口各県職員の合同研修というのもこの事業の中に含まれおりまして、九州・山口の広域行政課題の共有化と共同体意識の醸成、これを目的といたしまして、各県の中堅職員が集まりまして、合同で民間企業の役員さんとかからお話を伺いまして学ぶということで、政策形成能力の向上や広域的な視野の涵養といったことをしまして、職員の意識改革を一層進めていきたいというふうに考えております。ちなみに、来年度のテーマは少子・高齢化という形でお話を伺い、研修をするということになつています。それから、育休職員のキャリア形成支援ということでお答えさせていまして、出産・育児期間中のブランクがございます。この間にキャリア形成や職場に復帰するのに対する不安でありますとか、そういうのを解消する、それからモチベーションを維持したりアップしたりするということを目的にしまして、育休中</p>	<p>においても職員が希望する研修に参加できるように、そういう受講機会を来年度から提供したいというふうに思つております。その際に子供さんの預け先がネットとなるというようなことも考えられますので、試験的でなければ託児サービスというのも提供することにいたしまして、その必要な経費をこの事業で計上しております。</p> <p>それから、こころの健康事業費についてでございますが、こころの健康事業については、平成二十四年度から今後五年間を計画期間とする第二期大分県職員健康管理指針に基づき実施しているところでございます。特にメンタルヘルス対策については、早期発見、早期対応、これが非常に重要であるといふことから、職員自身によるセルフケア、職場における支援等のラインケアに加えまして、医師、保健師等によるケアや相談しやすい体制づくりに努めているところでございます。</p>

<p>二十五年度の具体的な取り組みの内容でございますが、不調を早期に発見できるよう定期健康診断時の問診やストレス健康診断を実施しておりまして、保健師や医師、臨床心理士の相談に結びつけるということをやつております。</p> <p>二十五年度については、臨床心理士によるカウンセリング相談回数を月一回から二回にふやしまして、相談体制を充実させております。また、保健師が各振興局単位に出向きまして、巡回健康相談というのを新たに実施しました。地方機関のメンタル不調の職員への支援の充実ということで行つたものでございます。これらの取り組みにより、相談しやすい環境の整備が推進されたものと考えております。ストレスの高い職員の把握と、その早期対応ができるようになつたということもありまして、相談件数というのは増加をしております。</p> <p>こういつた取り組みに加えまして、</p>	<p>平成二十六年度におきましては、増加する相談に対しまして、さらにきめ細やかに対応していくこうという意味で保健師を一名増員いたしまして、相談体制の強化を図ることとしております。</p> <p>また、所属長だけじゃなくて、班総括、係長になると思うんですけども、そういう方を対象にしたメンタルヘルスを抱える、問題を抱える職員の対応のための対応力向上研修、これは各振興局単位で実施しまして、職場のメンタルヘルスサポートの体制の充実を図りたいというふうに考えております。</p> <p>今後とも早期発見、早期対応ができるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>長谷尾財政課長 予算総合システム開発事業費についてお答えいたします。このシステムでございますけれども、予算の編成に当たつての予算要求、あるいは資料の作成から査定に至るまで</p>	<p>の一連の集計作業を行つものでございます。これによりまして、予算の議案でございますとか、予算説明書、予算資料等を作成までやつてしまうというシステムでございます。</p> <p>今回のシステム開発は、平成十六年度以来になるものでございまして、先ほどの予算説明書等を作成する予算編成システムと、予算資料等を作成する予算分析システムというのが併存してあるんですけども、この二つのシステムを統合いたしましてやるものでございます。あわせて会計課のほうで財務会計システムという予算の執行に伴うシステムを持っておりますけれども、これと共に通化することによりまして、予算の編成から執行に至るまで一連の作業として行なうことができるようになります。あくまでも、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費についてなんですが、これは平成二十六年度の新規事業ということで、先ほど少し説明はあつたわけなんですが、説明書の事業概要のところには、緊急事案への対応に要する経費というふうになっていますけれども、どういう緊急事態等を想定しているのかなという、その</p>
<p>すけれども、二ヵ年で九千八百万円ほどしております。したがいまして、今回二十六年度予算、六千七百九十万円に債務負担行為を別途三千十八万八千円お願いしているところでござります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>守永委員 一点ほど通告しているんですが、それともう一点、思いつきで大変申しわけありませんけれども、三點ちょっと質問させていただきたいと思います。</p> <p>まず一つが、予算概要の一ページになるんですけども、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費についてなんですが、これは平成二十六年度の新規事業ということで、先ほど少し説明はあつたわけなんですが、説明書の事業概要のところには、緊急事案への対応に要する経費というふうになっていますけれども、どういう緊急事態等を想定しているのかなという、その</p>	

<p>背景についてもう少し詳しく教えていただけないかというふうに思います。それと二点目が、同じ資料の五二ページ、振興局運営費なんですかけれども、二十五年度の当初予算と二十六年度の当初予算を単純に比較すると、消費税の増税分を勘案すると、ほぼ同額の事業規模を見ているのかなというふうに感じるんですが、運営面で現場がかなり苦労しているというふうな話もよく聞きますので、そういうふうな話をきちんと把握した上で積み上げとなつているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>それともう一点が、六二二ページの総務事務の一元化のシステムの関係なんですけれども、この総務事務について、県下全域の職場の総務系の事務がここに一極に集中してしまっているといふふうな状況があるんですけれども、その点でセキュリティー対策をきちんと行っているのか。多分、この推進事</p>	<p>業費の中でもセキュリティーの部分も含めて対応されているんじやないかと思うんですが、具体的にどういう対策を行っているのか、教えていただきたいと思います。</p> <p>山本行政企画課長 指定管理施設利用者サービス向上推進事業について、お答えを申し上げます。</p> <p>指定管理者は、県との基本協定に基づきまして施設の管理や自主事業を行っておりますが、例えば、修繕費につきましては、一件当たり五十万円未満は指定管理者の負担、それ以上のものは施設の設置者でございます県の負担という役割分担としております。今年度の夏でございますけれども、九重町にあります長者原園地駐車場で宿泊をしておりました。これに緊急に対応するため、火の気を使用したりといった自然公園法に違反する行為が多発をいたしました。それに緊急に対応するため、環境省、県、それから指定管理者や施設を所管いたします部局と一緒に巡回指導等を行うとともに、約二百</p>
<p>二十万円をかけまして六基の注意喚起看板を設置したところでございます。また、平成十八年度にはマリンカルチャーセンターで転落事故が発生いたしまして、緊急にドアに電子錠を設置するとともに、その他の施設においても緊急点検を行いまして、手すりの修繕などを実施いたしまして、その際には二百万円ほどを要しております。修理なども実施いたしまして、その際には二百円ほどを要しております。修理なども実施いたしまして、その際には二百円ほどを要しております。修理なども実施いたしまして、その際には二百円ほどを要しております。</p> <p>いざれのケースも県として既決予算を何とかやりくりしまして実施をしたところでございますけれども、予算の都合上、速やかな対応が難しい場合も想定されます。こういった事案や、また利用者からの改善要望に緊急に対応する必要があるといった場合もございります。こういった場合に機動的に対応できる体制を整えるために、この予算</p>	<p>費につきましては、主として、清掃委託料ですとか光熱水費などの総合庁舎の維持管理に係る経費、また、振興局の総務部関係の職員の旅費ですとか非常勤職員の報酬、そういうものの経費を計上しているものでございます。</p> <p>予算計上に当たりましては、各振興局等から提出されました予算見込み額をもとにしまして、現場の状況をよく聞かせていただきながら、年度途中におきましても執行状況を勘案しながら所要額の確保に努めているところでございます。</p> <p>なお、消費税につきましても、増収</p>

分をしつかりと見込んで計上させていただいております。今後も現場の声をしつかり聞きながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

竹田総務事務センター所長 総務事務の一元化におけるセキュリティー対策についてでございます。

総務事務センターは、職員個々の家族の状況やら、それから金融口座の情報等数多くの膨大な情報を扱つております。システム面でのセキュリティー対策におきましては、インターネット

からの不正アクセスを遮断する機能を持たせております。それから、人的セキュリティーにつきましては、職員に毎年セキュリティー研修を義務づけておりまして、全員が講習を受けております。それから、物理的セキュリティーといたしましては、総務事務センターの入り口にはカウンターを設けておりまして、外部からの不審者の侵入を遮

断するような対策をとつております。今後ともセキュリティー対策につきましては万全を期してまいりたいと考えております。

以上です。

守永委員 指定管理施設利用者サービス向上推進事業については、状況が

よくわかりましたので、今後、利用者が安心して使えるように、ぜひ指定管理者に対する指導もしつかりとしていただきながら、よりサービスが向上するよう努めをお願いしたいと思います。

す。

三浦（正）委員 何点かお伺いします。

まず、先ほど部長からも説明いたしました一二ページの県有財産利活用

の点です。直近の平成二十四年三月三十日現在の県有財産の合計額、また新県有財産利活用推進計画の県有財産

の利活用の達成状況、さらに、そのよ

うな県有財産の管理の一元化はもちらんのことだと思いますが、統一した書式等にまとめた施設白書のようなものがこれからは必要じゃないかなと思います。

また、総務系事務の一元化について

は、もう随分長くなるんですけども、

これまで特に大きな情報漏えい等のお話も聞きませんし、しつかりされてい

るんだろうなと思われますが、たしか

所長、ことしでおられないんですね。続く所長にセキュリティーについてはきちんと守つていただくよう引き継いでいただきたいと思います。ありがとうございます。

どうぞ

三浦（正）委員 何点かお伺いします。

まず、先ほど部長からも説明いたしました一二ページの県有財産利活用

の点です。直近の平成二十四年三月三十日現在の県有財産の合計額、また新県有財産利活用推進計画の県有財産

の利活用の達成状況、さらに、そのよ

うな県有財産の管理の一元化はもちらんのことだと思いますが、統一した書式等にまとめた施設白書のようなものがこれからは必要じゃないかなと思います。

また、総務系事務の一元化について

は、もう随分長くなるんですけども、

これまで特に大きな情報漏えい等のお話も聞きませんし、しつかりされてい

るんだろうなと思われますが、たしか

所長、ことしでおられないんですね。続く所長にセキュリティーについてはきちんと守つていただくよう引き継いでいただきたいと思います。ありがとうございます。

どうぞ

三浦（正）委員 何点かお伺いします。

まず、先ほど部長からも説明いたしました一二ページの県有財産利活用

の点です。直近の平成二十四年三月三十日現在の県有財産の合計額、また新県有財産利活用推進計画の県有財産

の利活用の達成状況、さらに、そのよ

うな県有財産の管理の一元化はもちらんのことだと思いますが、統一した書式等にまとめた施設白書のようなものがこれからは必要じゃないかなと思います。

また、総務系事務の一元化について

は、もう随分長くなるんですけども、

これまで特に大きな情報漏えい等のお話も聞きませんし、しつかりされてい

るんだろうなと思われますが、たしか

森崎県有財産経営室長 それではまず、直近の県有財産の総額についてで

事業内容をお聞かせください。

まず、直近の県有財産の総額についてで

す。

道路や河川、港湾施設等の事業用財

産を除く県有財産につきましては、毎年三月三十一日時点で財産台帳価格を集計していますけれども、二十五年三月三十一日現在では、三千八百三十六億七千百万九千円となつております。

次に、新県有財産利活用推進計画についてです。実は平成二十一年度から

二十五年度まで計画がありました。こ

のたび上位の計画であります大分県長期総合計画の最終年度、すなわち平成二十七年度に合わせましてこの計画を二年間延長する改定をいたしました。今回の改定では、高校改革により廃止となつた高校など大型物件が出てきていますので、それを重点的に取り組むこととしております。

達成状況についてなんですけれども、平成二十一年度からの五カ年計画では、目標収入額を三十三億六千五百万円としておりました。ただ、当初に売却をする予定であつたけれども、公用、公用に転用したものなどがあります。例えれば、旧賀来運転免許試験場などについては高校のグラウンドに転用しました。そういうものを除外すれば、五年間の達成率は一二〇%になつております。特に今年度は、単年度実績で二月末時点において六億六千六百万円収入を上げております、過去五年間では最高額となつております。

また、改定後の計画でございますが、今年度の計画を上方修正しまして、二十六年度、二十七年度を目標額を設定しました。そして、七年間の目標額を四十六億五千二百万円といたしました。この計画におきましての達成率なんですがれども、先ほどと同じく、転用したものをおきますと七四・三%ということになつております。これも順調に推移しているというふうに思つております。今後も改定後の計画に沿つて、着実に歳入確保に努めてまいりたいと思つております。

それと、各部局の県有財産の管理についてでございます。各部局の県有財産については、それぞれの所管部局においては、管理を実施しております。県有財産経営室としては、適正な維持管理ができるように説明会とか通知等を通じて指導しているところであります。また、県有財産の売却や貸し付けなどを行う場合には、当室にも協議しても

らつて、情報の共有化を図つているところであります。先ほど県有財産利活用推進計画を改定したというふうに申し上げましたけれども、この改定計画の中では、その対応をするために、まずは市町村間の連携、それとあと、それを補足する県の補完ということをしつかり考えていかないといけないのかなというふうに思つています。

現在、まずは市町村間の連携が原則なんですけれども、先ほども部長が申し上げましたように、離島ですか、大きな都市に隣接をしていない、こういった市町村、こういった小規模な町村につきまして、どう県が補完をしていくようになるのかというところが今回の事業の趣旨でございます。そういうことからいいますと、現在、姫島村、それと九重町さんと最終的に議論をしているところでございますけれども、例えば業務の内容で言いますと、考えられますのは観光振興ですとかそういう

<p>た企画部門ですね。企画部門の立案に向けた支援ですか、消費生活相談ですか、また道路橋梁等のインフラの維持の支援、こういったことは非常に高い専門性を要する分野でございますので、そういうところに対する支援の必要性があるのかなという形で、今、議論を進めているところでございます。</p> <p>それと、コンサルの委託の件なんですが、これも、こういったことを支えていただぐ、また、これは国のモデル事業でございますので、報告書の整理ですとかそういうところもございます</p> <p>それで、そういうことを支援していただくような形で、シンクタンク的な機能も持つたコンサル、そういうところを、今、想定をしながら考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>三浦（正）委員 県有財産の利活用のところなんですが、多くの自治体では、もう既にこのような施設台</p>	<p>帳等、先ほど言いました施設白書のよ</p> <p>うるものももう作成して公表している自治体も多くありますので、ぜひ一度、検討してみていただければというふうに思っております。</p> <p>今の県・市町村連携モデル事業費、少しご説明いただいてもわかりづらい部分、わかりづらかったんですけど、基本的には条件不利地域に対しての支援というような認識でよろしいんでしょうか。</p> <p>森崎県有財産経営室長 ご指摘あります。整備台帳につきましては、私どものほうもそれぞれの資産、財産をそれぞれシステム化しまして、そして、管理をしているところでありますけれども、今度こういう計画を改定したということもありまして、より売却を進めていこうということで、一種のカルテのような、そういうものもつくつていこうと。そして作業面でも、我々のほうに売却依頼を出してい</p>
<p>ただれば、入札から登記までをしていたものを、さらにその鑑定とか、そ</p> <p>ういうものも私どものほうでやって、そして、できるだけイニシアチブをとりながら売却しやすいようにしようと思つております。</p> <p>岡田市町村振興課長 おっしゃるとおりで、今回は県の補完が必要になる、そういう小規模市町村の事務、こういったものがどういったものがあるのかとか、そういうところについて具体的に検討させていただくという事業がとうございます。</p> <p>末宗委員長 それでは、以上で事前通告者の質疑を終了しました。ほかにご質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>後藤委員 県有財産のことであつてお聞きをしたいと思いますが、概要の一二ページにありますけれども、未利用地の測量等委託に要する経費一千百万円ぐらい上がつておりますが、こ</p>	<p>れはどうじを測量をするということになつてゐるんでしようか。</p> <p>それと、県有財産の問題で、高校跡地が当然どんどん出てきておりますが、高校の跡地について、教育委員会が当然所管をしている財産なんですけれども、どのレベルまでなつたときにつきましては他の部局として財産をもう使わないようになつた段階では、即財産の移管をすればいいんじやないかと思うんですね。業務の移管ですね、仕事の。その部局からは外すと。県の単なる普通財産という形に即切りかえて、そして県有財産経営室が全てを管理まで動かしていく。これはもともと教育委員会の財産ですから、草刈りをしたりなんたりはずつと教育委員会でやつてゐるわけですね。そういうことじやなくて、</p>

<p>一遍にほつと切りかえてしまうという業務移管をして、管理までやつて、どういうふうな形で使うのかということを本格的にやっていかないと、いつまでたつてもよその部局の業務になっちゃうと思うんですね。その辺の切りかえを私はほつとやらなきゃいかんと思うんです。</p>	<p>それと、県有財産経営室にちょっとお聞きをしたいんですが、県庁の共同庁舎のすぐ東側の一階の駐車場がありますね、平面の。警察本部共同庁舎の東側です。あれは県の財産になるんですね、教えてください。</p>	<p>森崎県有財産経営室長 まず、委託料の関係、測量委託の関係でございます。私どもこのたび、先ほどちよつとお話をしたんですけども、予算面でもできるだけ一元化を図ろうということをしております。なぜかといいますと、これまでそれぞれのところで測量とか、あるいは鑑定とかを予算つけ</p>	<p>てきました。ですが、なかなか後藤委員ご指摘のとおり進まないということでもございます。それで、私どもとしては、今年度、測量委託をうちのほうで一元化して、そして、事務の効率化、そして、計画も管理しやすくするといったというような経緯がございます。</p> <p>また、測量については、今年度は一応三十四件ほど測量するようにしておられます。それは高校もあればうちの県有財産もあれば、いろんなものがござります。そして、先ほど言つた移管の関係ではございますけれども、今、普通財産になつた場合は、それぞれの部局に関連していなければ、うちのほうに普通財産として移管をしてもらつていいという状況でございます。</p> <p>後藤委員 普通財産になつたときに私は、私どものほうで動くという答弁が今ありましたけれども、普通財産にいは、私も早くするかということなんですよ。今言いましたように、高校は教育委員会がぐじゅぐじゅぐじゅと言いますよね。余り中身ないでしよう。高校の問題としていつまでも持つておく必要はないんですよ、学校がないんですから。</p> <p>森崎県有財産経営室長 私どもでは</p>
			<p>とか、私は草刈りを含めて、維持管理まで全て経営室のほうでやつたらどうかということを言つてゐるわけです。</p> <p>それと最後は、共同庁舎東側の駐車場の件についてもこちらのほうに移管していくただくという形にしております。</p> <p>それと最後は、共同庁舎の東側の駐車場の関係でございますが、あれは県運営協議会のほうに貸しているという状況でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>後藤委員 普通財産になつたときに私は、私どものほうで動くという答弁が今ありましたけれども、普通財産にいは、私も早くするかということなんですよ。今言いましたように、高校は教育委員会がぐじゅぐじゅぐじゅと言いますよね。余り中身ないでしよう。高校の問題としていつまでも持つておく必要はないんですよ、学校がないんですから。</p> <p>森崎県有財産経営室長 私どもでは</p>
			<p>とか、私は草刈りを含めて、維持管理まで全て経営室のほうでやつたらどうかということを言つてゐるわけです。</p> <p>それと最後は、共同庁舎東側の駐車場の件についてもこちらのほうに移管していくただくという形にしております。</p> <p>それと最後は、共同庁舎の東側の駐車場の関係でございますが、あれは県運営協議会のほうに貸しているという状況でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>後藤委員 普通財産になつたときに私は、私どものほうで動くという答弁が今ありましたけれども、普通財産にいは、私も早くするかということなんですよ。今言いましたように、高校は教育委員会がぐじゅぐじゅぐじゅと言いますよね。余り中身ないでしよう。高校の問題としていつまでも持つておく必要はないんですよ、学校がないんですから。</p> <p>森崎県有財産経営室長 私どもでは</p>

進計画というのを改定をいたしました。

その中で、できるだけいろんな多方面

で利活用を図ろうということを考えて

おります。先ほどの言われた駐車場の

関係もあるんですけども、それ以外

にも、例えば、今、県では地方振興局

の再編などによつて空きスペースがか

なり出てきています。そういうところ

も貸し付けていこう。あるいは、例え

ば、公営住宅とか、あるいは学校なん

かでも屋根貸しをして太陽光にしよう

とか、あるいはネーミングライツのほ

うでもそなうんですけども、今回の

改定でいろんなところでいろんなとこ

ろでいろんな利用をしていこうと、そ

して活用していくことを掲げ

ております。それで、かなり目標額も

高く設定をしているというところでござります。

後藤委員 期待をしております。

尾島委員 人件費にちょっと関連して、通告をしていないので、大変申し

わけないんですが、お願ひしたいと思

います。

一昨日、三月十一日、東日本大震災

が発生してから丸三年がたちました。

被災三県を中心に復旧・復興が急速に

進んでいると思うんですが、職員の不

足というのが深刻な問題になつてゐる

ということをお聞きしております。お

おむね被災三県で千七百名が不足をし、

手当をいろいろな自治体から派遣をし

て応援をしていただいて、それでも四

百九十人ぐらいが不足だということな

んですが、本県からも職員派遣が行わ

れております。

まず冒頭にお聞きしたいんですが、この職員派遣の今までの実績と、本年度、あるいは本年度以降の派遣見込み

が一つ。

それから、経費の負担ですね。いわゆる給与を含めた人件費、それから家族と離れて派遣されるわけですから、過度の負担がかかるわけで、手当を含

めたこういつた経費の負担がどうなるのか。本来ですと、被災地のほうから

払われるのかなと思うんですが、その

辺の確認を冒頭したいと思います。

宮迫人事課長 東日本大震災に係る

職員の派遣ということではざいますが、これまで二十三年度から二十四年、二

十五年と、それぞれ宮城県、福島県等

に派遣をしておりまして、二十五年度

ベースでいきますと八名、常時行つて

いただいている方が八名と、途中で六

カ月で交代というようなことはござい

ますけれども、実質的には八名をして

おります。職種としては、事務もおり

ますし、土木の職員、それから建築、

水産と、農業土木というようなところ

の職員を派遣しております。二十六年

度においても東北のほうの県の方から

も要請を受けておりまして、同規模で

派遣をいたしたいというふうに考えて

おります。

費用に関しましては、委員がおつ

しゃつたとおり、基本的には派遣先の

県に持つていただくという形になります。本県では、独自の措置としまして、

宿舎の確保は向こうで当然していただき

く部分はあるんですけども、什器類

というか、家具とか、そういういたもの

を最初派遣するときにこちらのほうで

準備をさせていただいたり、それから

ご家族と離れて行くということになり

ますので、その分、こちらに帰つてい

ただいて報告をしていただくと、そう

いうような機会をつくるとか、そういう

たこともしておりますし、私どもがあ

ちらのほうに訪ねていきまして様子を

聞いたりとかいう、そういうヒアリン

グというか、お話を伺うというよ

うな話をしております。そんなこともございまして、来年度からは、それぞれ

の職員がこちらに派遣途中で帰るよう

な経費、旅費なんかについても派遣先

の県で持つていただくというようなこ

ともなつております。

タルヘルスであるとか、そういうふた部分にも十分配慮してやつていきたいと、いうふうに考えております。

尾島委員 わかりました。冒頭申しましたように、被災地各県では、まだまだこれから技術者を中心に入手不足だということが言われております。本県でも今年度予算を見ますと事業費等がふえており、職員が非常に過酷な中で、数の不足する中で一生懸命業務を遂行されていると思うんですが、三県からさらなる支援の要請等が来ているのかどうか。二十六年度、二十五年度並みの派遣をということでございますが、それ以上の要求、要望があるんではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

宮迫人事課長 総数として足りないといふお話はマスコミ等のお話でも聞いているんですけども、私ども直接、各県との人事担当部署と、どうお話しさせていただきまして、どういったところにどういった職種の職員がどれだけ必要かということもお話をさせていただいてやつております。十六年度に關しては二十五年並みで結構ですというお話を伺っております。ただ、これは大分県のほうにも九州北部豪雨のときなんかには、九州各県から職員を派遣していただきました。お互いさまというところも当然ございまして、東北三県、お話は十分聞きながら、対応できるところは対応していきたいというふうに考えております。

麻生委員 県有財産管理費とか、県有財産台帳整備事業費というのが計上されているんですけど、実は今回、南海コレクションみたいな形で、県有財産ではなくて、委任管理しているような物件が結構あるやに伺いました。先般の部分は教育委員会のほうで管理をしていましたけれども、私ども、その公有財産についてもござります。その公有財産に行きたいところにどういった職種の職員がどれだけ必要かということもお話をさせていただいてやつております。たんでしょうけれども、今後は県有財産で委任契約管理をしていくような形になっていくのかと、そういうた部分についての準備も必要なのかなと、このように思つたわけであります。そういつたものが現在どれくらいあるのかとか、そういうた把握と、今後、委任管理の部分についてはどのような形でやつていかれようとしているのか、そこをお答えください。

森崎県有財産経営室長 財産には、ちょっとと午前中のあれにもなるんですけど、公有財産というもの、また物品というものの、債権、それから基金というものが四種類ございます。私どものほうが今把握していますというか、やつているのが、その中で公有財産というものがござります。その公有財産に行きたいところにどういった職種の職員がどれだけ必要かということもこれまでの委任管理費をさつ引いて契約をしたというようなこともありますので、そういうた部分というの非常に今後重要なつてこようかと思いますので、ぜひ洗い直してチエツ

のあるのか。もつと言うと、これまでは教育委員会の美術品等々の管理だつたんでしょうけれども、今後は県有財

物品などについては、ちょっととまたほかの部局にはなるんですけども、私どものほうとしては、公有財産については、要はシステム管理をしておりまして、今、約四千件ほど私どものほうのシステムの中には財産が入っていますけれども、そういうものについてのシステムの中には財産が入っているんですけども、そういうものについての準備も必要なのかなと、このように思つたわけであります。そういつたものが現在どれくらいあるのかとか、さつきのコレクションの関係任とか、さつきのコレクションの関係ですけれども、そういうものについては、私どものほうではちょっととその中身は把握していないという状況でござります。

お話ししたところであります。

クをしておいていただきますように要請をしておきます。

以上です。

末宗委員長 ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

末宗委員長 ほかに、質疑もないようすで、これをもつて総務部関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れかわりますので、しばらくそのままお待ちください。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が一名おります。順次、指名いたします。

守永委員 済みません、私の質問は会計管理局の関係になるんですけども、会計管理局の予算概要の六ページの県庁舎管理費なんですが、六ページ、七ページですね、六ページの県庁舎管理費と七ページの県庁舎別館管理費についてなんですが、これは清掃委託料

ふえたのは労務単価がふえたというふうな説明があつたと思うんですが、今回、二十五から二十六にかけてはこれだけ削減されているんですけれども、その背景についてはどのようなものかというのと、これで働く方々の賃金が他の同種の雇用労働者と比較して低くなってしまうんじゃないかというふうな心配をしたんですけども、そういうことがないのかどうか確認させていただきたいと思います。

小野会計管理者 お答え申し上げます。

提といたしまして、旧契約の六ヶ月分と新契約見込み額の六ヶ月分の合計額を予算措置したところでございます。これに対し、昨年九月の入札では、落札金額が当初見込みを下回りました。そのため、ご質問にありますように、平成二十六年度当初予算はこの落札金額をベースに予算計上した結果、平成二十五年度に比べて減額となつたものでございます。

このように県といたしましては、労務単価を下げて予算化しているものではございません。入札結果を反映した予算でございます。ちなみに委託業務の設計における労務単価については、

末宗委員長 これより議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係
末宗委員長 これより議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算の審査に入ります。

なお、これらの事務局関係予算については、説明を省略し、ただちに質疑に入ります。

小野会計管理者 お答え申し上げます。
県庁舎管理費及び県庁舎別館の管理費についてでございますが、平成二十四年に、二十四年度が七千六百三十四万八千円、二十五年度の予算が七千七百一万二千円、今回、六千八百万三千円というふうになつていてるんですけども、別館も同様に二十四年から二十五年に若干ふえて、二十六年に下がっています。二十五年度のときに予算が

初予算は、十月の契約の切りかえを前

提といたしまして、旧契約の六ヶ月分と新契約見込み額の六ヶ月分の合計額を予算措置したところでございます。これに対し、昨年九月の入札では、落札金額が当初見込みを下回りました。そのため、ご質問にありますように、平成二十六年度当初予算はこの落札金額をベースに予算計上した結果、平成二十五年度に比べて減額となつたものでございます。

このように県といたしましては、労務単価を下げて予算化しているものではございません。入札結果を反映した予算でございます。ちなみに委託業務の設計における労務単価については、

国との労務単価等をもとに適正に積算し、また入札に先立つ公告に示した仕様書において、清掃箇所、面積、それから清掃回数及び委託業務を適正に執行するための標準的な配置人数を示しておるところでございます。

また、受託事業者の賃金を含む労働

<p>条件は、企業活動の中で労使の話し合いで決定されるのが基本でありますけれども、委託業務が適正に遂行されたためには労働条件の確保が重要であることから、清掃等委託業務については仕様書及び委託業務契約書に労働関係法令を遵守するよう義務づけており、これが守られているものと考えております。</p>	<p>うふうな実態はないのかどうかという部分はどこかでチェックをかける必要があるんじやないかなとは思うんですけれども、その辺はまたこここの会計管理局だけで解決できる問題ではないんでしきれども、ぜひそういったことも視野に入れて取り組めないものかというのはちょっとお尋ねしたいんですが。</p>	<p>小野会計管理者 契約を締結するときには、労働関係法令の遵守につきましては、相手方の契約者とその都度その都度確認をして遵守することを前提に契約を締結しておりますので、これは守られているというふうに考えておりまして、一つ一つのことについてのチエックをしているところではございません。ただ、今後、必要があればそり低い金額での契約になってしまつては、そういうことで、ほかのメンテナンス等をされている場所で働いている方々の労働単価と、県庁だからこのぐらいしか給与が出せないんだというふうなことで低い単価で働くかされているとい</p>	<p>守永委員 会計管理局だけの話ではないと思いますので、また今後いろんなところとお話しさせていただきたいと思います。ありがとうございます。 (「委員長、関連」と言う者あり)</p> <p>堤委員 今の清掃業務の委託契約について、これは一般なのか指名なのか。また、契約を今しているところというのは県内業者か県外業者か、それをちょっと教えてください。</p> <p>黒木用度管財課長 清掃につきましては、三件行っていますけれども、本館と別館が県内業者でございます。新館は、県内に支店のある県外業者でございます。</p> <p>堤委員 W T O の関係でということなんですけれども、それに入つてくる県内業者の方々というのは、県内でとつていう本館、別館はいいんだけど、新館については県外業者になつていますよね。ここも同じように県内業者というものは入札に参加をされてきてるんですね。そこら辺の状況を少し教えてください。</p> <p>黒木用度管財課長 県内の業者の方も参加はござります。ちょっと今手元にございませんけれども、県内、県外含めて、W T O でございますので、地域制限はかけられませんので、県外も</p>
			<p>末宗委員長 聞こえんかつた。ちょうどもう一回、よく聞こえんかつたといふこと。</p>
			<p>地域制限も含めてです。</p> <p>それから、県内業者、県外業者ですけれども、新館を除いて本館、別館がやらなければいけないなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

県内もございます。
以上でございます。

小嶋委員 一点だけですが、議会費で、考え方を伺えればいいんですが、ことしの四月からホームページに委員会の模様が載るということになつていいと思います。

それで、今、議員の皆さんもご承知のとおりですが、委員会の審査、審議の様子はボイスレコーダーで非常にみすぼらしく情報収集していますわね。それで、これは今後、ホームページに記載をする情報の正確さを期す意味で、委員会室等に私は専門のこういうマイク施設とかを構築する必要があるのでないかというふうに思つています。それについての考え方です

岩本議会事務局長 お答えを申し上げます。

中期、五年間ぐらいかけて改善計画な

どを組んでいく必要もあるのではないかというふうに感じていますが、その点についていかがでしょうか。

三浦(正)委員 通告していません
いたしております。ただいまご提案い

ただきました件につきましては、関係部局とご相談しながら検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

以上です。

坂田議会事務局次長 今、局長が申し上げたとおり、関係部局等とご相談させていただきながら、また議会の中でも先生方のご意見を伺いながら検討をしていきたいと思います。

塩田会計課長 基金の運用についてでございます。県の保有する基金につきましては、二月末現在で三十八基金、合計額が一千七十一億円ございます。

基金の運用の仕方なんですが、会計課におきまして二十三所属ございます基

金所管課から提出されます年間の基金の積み立て、それから取り崩し予定をもとに、できるだけロットを大きくなり引き合い、入札の方法ですけれども、それによって有利な条件を提示した金

融機関を預託先として決定し、一年以下の場合には預金で、それから一年を超える場合は預金または債権のうち有利なもので一括運用を行っております。

国東市で基金の利回りの関係なんですけれども、超長期の債権の先進的な取り組みで、一・九%程度の利回りが見込まれるというような新聞記事が出ていたんですけど、午前中の総務部では約一・八%の利回りで一億二千万円の利益といいますか、利回りといいますか、金額を確保しているんです
が、会計管理局としてこういった国東市の取り組みについてどう分析をされているのか、お伺いします。

小嶋委員 これから世の中ずっと移ろっていくといいますか、移り変わつていきます。情報端末などの導入なんかもこれから出てくると思うので、そういう環境整備もしておかなきやいかんと思うんですけど、坂田次長にお伺いします、いかがでしょう。

國東の場合は、超長期債を保有し、それを中途解約で売却益を上げたと新聞記事で読ませていただいております。県の場合は、午前中、財政課長が申し上げましたけれども、債券で運用しておりますのは今のところ減債基金の一部でございます。それ以外の複数年の

ね。今年度の予算でというのは無理なのかもしれません、考え方を聞かせていただきたいということ、あと、この議会棟が建つて二十年という話も聞いていますが、非常にほころびているところなんかもあつたりしますので、

運用につきましては、今後大幅な取り崩しが予定されていないという基金を集めまして、最大で五年間の運用を行つております。このときに債券で運用するほうが得なのか、預金で運用するほうが利率が高いのかを比較いたしましたら、五年物では預金のほうが利率が高かつたものですから、預金で運用をしております。

いざれにしましても会計課としては、基金所管課からいただく運用可能額、運用ができる期間、それらを整理いたしまして、できるだけ効率的に運用したいと考えております。今のところ、今、最大で五年と申し上げましたけれども、五年を超える期間で運用可能な額というものにつきましては、基金所管課のほうでその見きわめが難しいところ、こちらのほうとしては五年を超える運用は行つておりません。

以上でございます。

河野委員 人事委員会事務局予算に

運用につきましては、今後大幅な取り崩しが予定されていないという基金を

集めまして、最大で五年間の運用を行つております。このときに債券で運用す

ついてお伺いをいたします。
三ページに給与関係事業費、その中

に特に民間企業の実態調査というのがございます。ご案内のとおり、国の人

事院との連携した形で各都道府県人事

委員会事務局のほうが具体的な調査に

当たつていらっしゃるというふうに思つ

ております。これについてはいろんな

ご意見があつて、特に、今、大分県の

ように、これまで調査対象であつたよ

うな大きな企業というのがだんだん撤

収していくたりとかいうこともあつて、

これが大分県内の民間給与が適正に反

映できる調査となつてゐるかという議

論もあるわけでありますけれども、人

事院もこの民間給与の実態調査の見直

し論等があるようであります、これ

について大分県の人事委員会のほうで

検討されているようなことがあれば教

えていただきたいと思います。

城人事委員会事務局長 現在、対象

となつてゐる事業所というのが、県内

でいいますと事業所規模、それから企

業規模、両方とも五十人以上というこ

とでございますので、県内企業の五十

人以上の事業所につきましては、全て

私どもの対象ということになつております。ということで、かなり民間企業

の数としてはカバリッシュといいますか、かなりの部分を対象としているという

ことで、かなり今まで以上に民間企業

の実態を反映できるのではないかとい

うふうに考えております。これをして

十年ぐらいになるんですけども、今、

人事院がいろいろな各事業所の、例え

ば、いろんな職がござりますけれども、

この職と県庁職員の職ですね、国でい

いますと国家公務員の。必ずしもです

ね、現在いろいろスタッフ制とか、職

が非常に複雑になつてきております。

これをきちっとマッチングさせないと

適正な比較にならないんではないかな

ということで、その取り組みを今年度

の民間給与の実態調査から行つてゐる

わけではございますけれども、まだま

だ若干始めたばかりでございますので、

精度が今後高くなるんだと思つております。

これにつきまして大分県では、これに合わせて、県内の状況をよく見ながら、無作為抽出でございますので、我々の好き勝手に企業を選んでいるわけでございませんので、相手企業にございませんと事務所規模、それから企

業規模、両方とも五十人以上というこ

とでございますので、県内企業の五十

人以上の事業所につきましては、全て

私どもの対象ということになつております。ということで、かなり民間企業

の数としてはカバリッシュといいますか、かなりの部分を対象としているという

ことで、かなり今まで以上に民間企業

の実態を反映できるのではないかとい

うふうに考えております。これをして

十年ぐらいになるんですけども、今、

人事院がいろいろな各事業所の、例え

ば、いろんな職がござりますけれども、

この職と県庁職員の職ですね、国でい

いますと国家公務員の。必ずしもです

ね、現在いろいろスタッフ制とか、職

が非常に複雑になつてきております。

これをきちっとマッチングさせないと

適正な比較にならないんではないかな

ということで、その取り組みを今年度

の民間給与の実態調査から行つてゐる

わけではございますけれども、まだま

だ若干始めたばかりでございますので、

精度が今後高くなるんだと思つております。

以上でございます。

後藤委員 一つ教えてください。県

府の共同庁舎の東側にある駐車場の土

地なんすけれども、用度管財のほうが所管をしているということではないんですね、この土地。どこが所管をしているんですかね。

黒木用度管財課長 お答えいたします。

私どもの課のほうで管理してござります。もともとは職員駐車場として利用しております。現在、新館の耐震工事のために若干減っていますけれども、来年度は新館の受変電棟の設置工事とあわせて工事期間中ですので、来年度は使用できないことになります。管理は私どもがしております。

後藤委員 もう駐車場ではなくなるということなんでしょうけれども、その辺のレイアウトができるんでしょうか。

黒木用度管財課長 済みません、具体的には、工事のほうは施設整備課で行いますので、三十七台分の駐車場に

つきましては、来年度は職員駐車場に使えないということで聞いております。

後藤委員 それは仮設ですか、本設ですか。

黒木用度管財課長 済みません、受

変電棟の設置工につきましては、ちょっと仮設かどうか、多分施設整備で行っていますので、これは受変電棟ということで棟を設置するもので、仮設ではないとは思つております。

麻生委員 本田議会事務局総務課長にお伺いをいたします。

議会のほうで一階のホール等々に美術品を展示したりとか、いろんな形で多くの皆さんお楽しみをいただいておるんだと思います。大変そういった

おるんですけど、非常に喜ばれています。これが来て、多くの方にご覧いただけます。

病院局関係

末宗委員長 これより病院局関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭にお願いいたします。
それでは、病院局関係予算について、執行部の説明を求めます。

例えば美術館をいよいよ建設するわけではありませんが、それについてのご感想どうぞ。こちらに、例えば、何か設置しようが、皆さん方がお決めになつてくださればいいことあります。それにつけば、もしそういうことになれば、それにふさわしいものをまた探してき

スペースに、例えば絵画を展示するとか、もしさういったことをやる場合にどのような課題というか、わかる範囲で構いませんので、ゆっくりで構いませんのでお願いします。

「なし」と言う者あり

末宗委員長 ほかに、質疑もないようですが、これをもつて、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れかわりますので、しばらくそのままお待ちください。

たいと思つております。
以上です。

坂田病院局長 病院局関係予算について、ご審議いただきます予算議案は、第一

<p>号議案、第十三号議案でございます。</p> <p>まず、第一号議案平成二十六年度大分県一般会計予算のうち、病院局関係につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>予算に関する説明書は二五六ページになりますが、本日は、お手元にお配りしました平成二十六年度病院局予算概要という資料に沿つて説明させていただきます。</p> <p>それでは資料の一ページ目をお開き願います。</p> <p>まず、病院局に関連する平成二十六年度の一般会計予算につきましてご説明いたします。表の左にあります事業名欄の県立病院対策事業費は、十四億六千百二十四万円でございます。</p> <p>一番右の事業概要欄をごらんください。</p> <p>まず、一番上の病院事業会計負担金十四億六千四十五万六千円につきましては、県立病院が行います、がん治療部門や救命救急部門など、高度・専門、</p>		<p>特殊医療等の不採算部門の運営や、施設・設備の建設改良に充当いたしました企業債の償還に必要な経費などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計が支出するものでございます。</p> <p>なお、この負担金の中には、旧三重病院の建物等に対する企業債償還残に対する負担金を含んでおります。</p> <p>その下の基金積立金七十八万四千円につきましては、福祉保健部が所管しております県立医療施設整備基金の運用利息を積み立てるものでございます。</p> <p>これにより、平成二十五年度予算額と比較して、八千六百一十九万円の減額となりまして、病院事業会計負担金につきましては、その下の表にありますとおり、八千六百二十九万二千円の減額、前年比九四・四%となつております。</p>
<p>以上で、一般会計予算のうち病院局関連分の説明を終わらせていただきま</p>		<p>続きまして、第十三号議案平成二十六年度大分県病院事業会計予算につきまして、ご説明いたします。</p>
<p>議案は七二ページになりますが、本予算につきましても、引き続き予算概要で説明させていただきます。</p> <p>一枚めくつて、二ページ目をお開き願います。</p> <p>平成二十六年度予算(案)と平成二十五年度予算との比較でございます。</p> <p>病院事業会計予算につきましては、当該年度の收支を計上する収益的収支予算と、将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建物等の企業債の償還等を計上する資本的収支予算に分かれております。</p> <p>また、平成二十六年度予算から、公営企業法改正に伴い、新会計基準を適用することとなります。このため、平成二十五年度予算案につきましては、平成二十五年度の決算見込みをもとに、新会計基準及び消費税率増税の影響を考慮した編成を行ったところです。</p> <p>まず、上の表の収益的収支予算についてご説明いたします。</p> <p>表の一一番上、病院事業収益につきましては、百四十億五千九百万円を計上しております。これは平成二十五年度と比較しますと、一番右の、主な増減理由欄に記載しておりますが、入院収益は減収見込みでありますが、外来収益が增收見込みであることから、一般会計負担金一千百万円の減額影響があるものの、全体では九千六百万円の増額となります。</p> <p>一方、その下の病院事業費用でございますが、百七十九億一千八百万円を計上しております。これは前年度と比較しますと、大幅に増加しておりますが、新会計基準の適用により、年度末に全職員が退職した場合に支給することとなる退職給付費の総額を、退職給付引当金として積み立てることが義務づけられた事で、三十六億五千二百万</p>		<p>続きまして、第十三号議案平成二十六年度大分県病院事業会計予算につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案は七二ページになりますが、本予算につきましても、引き続き予算概要で説明させていただきます。</p> <p>一枚めくつて、二ページ目をお開き願います。</p> <p>平成二十六年度予算(案)と平成二十五年度予算との比較でございます。</p> <p>病院事業会計予算につきましては、当該年度の收支を計上する収益的収支予算と、将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建物等の企業債の償還等を計上する資本的収支予算に分かれております。</p> <p>また、平成二十六年度予算から、公営企業法改正に伴い、新会計基準を適用することとなります。このため、平成二十五年度予算案につきましては、平成二十五年度の決算見込みをもとに、新会計基準及び消費税率増税の影響を考慮した編成を行ったところです。</p> <p>まず、上の表の収益的収支予算についてご説明いたします。</p> <p>表の一一番上、病院事業収益につきましては、百四十億五千九百万円を計上しております。これは平成二十五年度と比較しますと、一番右の、主な増減理由欄に記載しておりますが、入院収益は減収見込みでありますが、外来収益が增收見込みであることから、一般会計負担金一千百万円の減額影響があるものの、全体では九千六百万円の増額となります。</p> <p>一方、その下の病院事業費用でございますが、百七十九億一千八百万円を計上しております。これは前年度と比較しますと、大幅に増加しておりますが、新会計基準の適用により、年度末に全職員が退職した場合に支給することとなる退職給付費の総額を、退職給付引当金として積み立てることが義務づけられた事で、三十六億五千二百万</p>

<p>円の計上が必要になつた事、加えまして賞与の引き当てが義務づけられた事により、前年度賞与分として三億四千円の計上、また、消費税率の上昇に伴い、薬品費など、取引業者へ支払う金額が増額となつた事などが理由であります。</p> <p>したがいまして、平成二十六年度当初予算案の単年度損益は、三十八億五千九百万円の赤字となります。うち退職給付引当金及び前年度賞与分の合計三十九億九千二百万円につきましては、新会計基準の適用による影響でありまして、仮に従来までの旧会計基準で予算編成を行つた場合では、一億三千三百万円の黒字となつております。</p> <p>次に、下表の資本的収支予算については、後ほど資料の五ページでご説明いたします。</p> <p>三ページ目をお願いします。</p> <p>先ほどご説明した平成二十六年度予</p>	<p>算(案)の内訳でございます。</p> <p>まず、収益的収入及び支出についてでございます。</p> <p>初めに、病院事業収益であります。医業収益は、入院収益、外来収益、室料差額収益などの、その他医業収益を加えて、小計の欄にありますように、百三十億三千五百三十六万五千円を見込んでおります。</p> <p>医業外収益は、受取利息や、国、一般会計からの補助金、冒頭でご説明いたしました、一般会計からの病院事業に対する負担金を含めた負担金交付金、新会計基準により計上することとなつた、みなし償却制度の廃止に伴う減価償却費などでございます。表の右側の上段の小計の欄にございますよう、百三十七億一千七百六十九万九千円を見込んでおります。</p> <p>また、医業外費用は、二億五百七十三万八千円で、内訳としましては、支払い利息及び企業債取扱諸費が主なも十億三千百七十八万九千円を見込んでおります。これに特別損失として、退職給付引当金、前年度賞与分等を加えまして、病院事業費用は右の一一番下、合計の欄にありますとおり、百七十九億一千八百一万五千円でござい</p>
<p>うに、百四十億五千九百十五万四千円でございます。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>四ページ目の病院事業費用についてでございますが、まず左の表の、医業費用につきましては、職員の給与費、薬品費等の材料費、委託料や光熱水費等の経費、施設や医療機器等の減価償却費、新会計基準により計上することとなつたみなし償却制度の廃止に伴う減価償却費などでございます。この合計は、八十万八千円であります。この合計は、九億二千二百八十万八千円となつておられます。</p> <p>また、右の表資本的支出は、建設改良費と企業債償還金で構成され、建設改良費のうち、資産購入費は、医療機器整備などに支出するための費用四億円でございます。</p> <p>高額な資産購入としましては、議案の第十条、議案書では七五ページになりますが、重要な資産の取得にも記載しておりますとおり、検体搬送システ</p>	<p>ます。</p> <p>次に、五ページ目をお願いいたします。</p> <p>資本的収入及び支出についてでございます。</p> <p>まず、(一)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金で構成されます。</p> <p>まず、(一)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金で構成されます。</p>
<p>ます。</p> <p>次に、五ページ目をお願いいたします。</p> <p>資本的収入及び支出についてでございます。</p> <p>まず、(一)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金で構成されます。</p> <p>まず、(一)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金で構成されます。</p>	<p>ます。</p> <p>次に、五ページ目をお願いいたします。</p> <p>資本的収入及び支出についてでございます。</p> <p>まず、(一)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金で構成されます。</p> <p>まず、(一)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金で構成されます。</p>

ムの更新を予定しております。

その下の改築事業費は、大規模改修

工事のための実施設計委託料や、空調工事などの改修工事費用の合計一億一千六百万円を計上しております。

そして、企業債の償還元金である企業債償還金が十二億八千七百三万八千円で、この中には旧三重病院の建物等に対する企業債残の償還金四千三百六十万円を含んでおります。以上、資本的支出を合計しますと、十八億三百三万八千円となります。

その下の欄外に記載をしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり過年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填することとしております。以上で、一般会計予算の病院局関係分及び病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

末宗委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が二名おります。順次指名してまいります。

土居委員 予算概要二ページの病院事業費用の退職給付引当金の増加について伺おうと思つていたんですけども、先ほど新会計基準で、全職員分という説明をいただきました。

では、実際来年度、何人ぐらい退職されて、その後の補充というか、そういう対策はどうのように考へておられるのか、お伺いします。

宇野次長 退職者ですけども、医者はなかなか三%までいかないような話も聞いておりますけども、その状況は十名程度の退職者ということになります。

今回の引き当ての分は、全職員がやめることを想定しての金額ということになります。やめた分の想定を来年はまた、積み足していくという形になつてまいります。

補充ということですが、退職者数に応じて補充をしていくというのが原則でございます。

以上でございます。

堤委員 消費税が四月から増税をされますけども、今回、条例等で文書料の値上げがあつて、約四百五十万円の増収を図るようになつておりますね。あと、消費税の増税によつて、納付の税額というのはどういうふうになるのかなということが一つ。

室料差額、文書料等について今回課税対象ということから条例を改正させていただきまして、その分の見込み額として四百五十万円が予定をされるということがあります。

病院事業は、医業収益のほとんど非課税ということから、仕入れ控除できないということから、その増収分がそのまま納付のほうに回るということになつてまいります。

それと、消費税の増税に伴う影響額

当金で全職員がやめるのを積み立てをするという新基準、これの理由はどこにあるのかというのをお聞かせをください。

ということで、今回の診療報酬の改定で、全体では〇・一%の改定、その中で消費税増税対策分として、一・三六%を措置するということが今回の厚生労働省の方針でござります。実質、消費税増税分を除けば、マイナス一・二六%という非常に厳しい内容というふうになつております。

そのため、消費税の影響額とすれば、三%の増分として、例年約三億円の控除できない分を難損として計上しておきました。その分が約三%またふえ、五%から八%なりふえるということです。約一億七千万円ほど、その分がふえると、その金額がふえるという想定でございます。

それと、診療報酬の今回の改定の影響ということでございますけども、今回の改定の重点課題として、主に急性期病床の位置づけを明確化して、医療機関の機能分化、強化と連携を推進するということが主眼とされております。

当県病のほうは、急性期病院の位置づけでございますので、今回の改定では、急性期患者に対する高度な医療の提供が求められ、在院日数の算定等で、より厳しい自主運営の見直しが行われるということになります。

当院としましては、地域医療の基幹病院として役割を果たせるよう、この新しい厳しい基準にも対応できるように体制を整備していくことと考えております。

そこで、今回告示のあつたいろいろな内容を項目ごとに試算をしますと、適切な診療情報の管理とか、診療の実施というところでは、既に取り組んでいらっしゃるところ、また、新たに取り組むところというところがございますけども、消費税の増税分が一億七千万円ほどござりますけれども、それを差し引いても、約一億円ほど增收となるという見込みでございます。

それと、最後の退職給付引当金です

けれども、これは改正による義務化とということでご理解いただければと思います。

堤委員 消費税の増税によって、本当に県病も大変な状況になるというのもよくわかりました。診療報酬もそれに見合うだけの改定をやっぱりこれからも声を出してやつていただきたいな

といふうに思います。

義務的な改定というのは、もう当然法的にそうなつてているんでしょうけども、結局、全職員が退職するだけの給与引当金を積むということは、ちょっとあり得ない話ですよね。全職員が、また公的病院でもあるわけだから。それを基準として上げなければならないというのは何でしょうね。義務的にそ

うしなきやならんというのじゃなくて、法律上、こういうふうになつているから、こういうふうに積み立てをするようになつたんですけど、この辺がわかれます。

宇野次長 病床数、一般病床五百九床でございます。今回の当初予算での患者数での見込みでは、その稼働率八

宇宙野次長 濟みません。ちょっと明確な理由というところがございませんけども、今回の改正の主なところは、民間企業会計と合わせる。それによつて透明化し、比較ができるようについ

うのが趣旨でございますので、もとはそこじやないかなと、これも推論ですけども。

末宗委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに、質疑のある方は挙手をお願いします。

御手洗委員 一点お伺いいたします。

入院の延べ患者数並びに一日の平均患者数が出ておりますが、ベッド数は今、何床で、なおかつ、このベッド稼働率、幾らで計算されているのか、お伺いしたいと思います。

宇野次長 病床数、一般病床五百九床でございます。今回の当初予算での患者数での見込みでは、その稼働率八

一%で見込んだ数字となつております。

<p>御手洗委員 八一%ということです が、一九%は、まだベッドを使つてい ないということで、一〇〇%には極め て難しいんでしようけども、やはりこ こで減収されておりますので、そのと ころを極めて高い稼働率にする必要が あろうというふうに思つんですが、そ の点いかがですか。</p>	<p>八一%という数字は、現実的には、 自治体病院の平均からしますと、全国 的には大体七十数%が多いようで、八 一%というのは、かなり高い数字だと いうふうに考えております。</p>	<p>それと、もう一つは平均在院日数と いうのがございまして、平均在院日数 は最近はどんどん減らしていくようにな ります。</p>	<p>かなりの利用率が下がるということに なります。</p>
<p>坂田病院局長 稼働率一〇〇%とい うのは、正直申しまして、現実的にあ り得ない数字になります。と申します のが、小児病棟、それから産婦人科病 棟、それから男性と女性がおります。 そしたら、小児病棟があいているけど も、ほかに、例えば、大人の患者さん がたくさん入つてきたとしても、小児 病棟も、例えは、十床あいていたとし て、大人が来た場合、そこに入れるこ とはできません。男性の部屋に女性を 入れることもできませんし、そういう ことを考えますと、非常に現実的には</p>	<p>平均在院日数と申しますのは、一人 の患者さんが入院して退院するまでの 期間というのを考えて、必ずしもそう じやないんですけれども、考えていた だければいいと思いますけれども、大 体平成十八年ぐらいが十六か七ぐらい だつたと思います。現在が十二日台に なつております。そうしますと、仮に 年間一万人の患者さんが入院しますと、 病床利用率というのが、結局、延べ病 床率が一万ですか、一万減りますので、 これを聞かせください。</p>	<p>五ページなんですが、企業債の償還</p>	<p>元金、これは十二億八千七百三万八千 円、そのうちの旧三重病院の償還金が 四千三百六十万円と上がつております が、これが大体あと何年ぐらいの償還 になりますか。この一点だけ。</p>

先ほど、宇野次長から新会計基準の目的といいますか、導入の背景、自治

体病院と民間病院、こういったものについての可視化、透明化、比較ができるといったようなお話があつたわけ

るといつたようにそいつた、

ありまして、分科会までにそいつた、

ある意味、健全経営をなされている旧自治体病院、こういったものの中で、

あるいは大分県下の中で、ほかと比較したときに県立病院の位置づけや、各

分野での指標がこの辺にあるよという

ような部分がわかる範囲で結構ですの

で、お示しをいただきたいということ

と、例えば、健全経営で言うならば、

旧山形の県立日本海病院と旧酒田市民病院ですか、こういったところが非常

に健全経営をしているやというふうに

聞いているんですが、大分の県立病院

として、幾つかの指標で物差しとして、

目標とすべき病院があるんではないか

など、そういうことについても分科

会の中で詳しくご説明を願いたいと思

ります。

いますので、よろしくお願ひします。

終わります。

末宗委員長 ただいま麻生委員から資料提出の要求がありました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を委員会として要求することにござ異議ございませんか。

「「異議なし」と言う者あり」

末宗委員長 ご異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と言う者あり」

末宗委員長 ほかに、質疑もないようですね、これをもって、病院局関係予算に対する質疑を終わります。

↓↓↓

末宗委員長 以上で本日の審査日程は終わりました。

次回は明十四日、午前十時から当議場で開きます。

これをもって、本日の委員会を終わ